

次期地区役員・委員研修会

2020～2021年

総合資料



JAPAN 336-D

SHIMONOSEKI

2020～2021

全てに感謝・感謝 We Serve

ライオンズクラブ国際協会 336-D 地区
次期キャビネット事務局

目 次

■ 2020～2021年 ガバナーメッセージ	1～4
基本方針	
ロゴマーク	
■ 国際協会について	5～6
336 複合地区会則改正案について	
■ 地区運営及び奉仕活動の重点	7～11
■ クラブ運営について	12
■ クラブ周年記念について	13
■ 地域の組織と役員・委員の任務について	14～17
■ 2020～2021年 委員会構成・略称表（案）	18
■ キャビネットローテーションについて	19
■ 地区役員の連携活動について	20
■ 336-D地区 リジョン連絡会議ガイドライン	21
■ キャビネット会議 進行詳細	22～23
■ キャビネット活動計画（案）	24～25
■ 2020～2021年 ガバナー公式訪問日程（案）	26
■ 取引銀行について	27
■ 任務の代行（案）	28
■ キャビネット旅費・慶弔規定について（案）	29
■ 336-D地区緊急援助資金規定	30
■ 336-D地区緊急援助資金規定に基づく 委員長・委員の任命について（案）	31
■ 2020～2021年 336-D地区組織表	32
■ 336-D地区役員・委員割当表（案）	33
■ キャビネット役員業務分担表	34～38
■ ガバナーズアワード（案）	39
■ 第67回地区年次大会運営組織表（案）	40

2020～2021 ガバナーメッセージ

『2020東京オリンピック』が56年ぶりに予定されておりましたが、
コロナウィルスが発生した為一年延期されました。

又、今年初めより各イベント・総会の中止等、慌ただしい幕明けになりました。
このような状況下でもメンバー皆様のご協力・思いやり・団結により必ず乗り切れるの
がライオンズクラブではないでしょうか！！

明るい時代が必ず来ることを信じて、ガバナーとして地区の為に微力ではございます
が、誠心誠意尽くして参る所存でございます。

～ ガバナースローガン ～

『全てに感謝・感謝 We serve』

この世に生まれてきて事業を営み、様々な苦勞・苦難がありましたが、
楽しく生きる事ができて感謝！！

新しい知識・仲間・社会感覚等視野が広がり感謝！！

ライオンズに出会えて感謝！！

奉仕できる事に感謝し、この一年ガバナーとして頑張りぬく覚悟です。

『コロナウィルスに負けない！！』

皆様のご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

●退会防止案の行動・アクティビティ

今期国際会長ダグラス・Xアレクサンダー方針『+1の増員』と目標をかかげてい
ます。100人退会すれば101人の入会と言うのは簡単そうですが、大変難しい目標を
掲げられており、皆様のご協力をお願いする方針でした。

先日コロナウィルスの影響により現国際会長 ジュンヨル・チョイ会長の留任が決
まりました。現在のところ、会長方針は出ておりません。

近年会員数が減少し、特に今年はコロナウィルスの影響は大きいと思いますが、
このような時こそ一致団結して会員増強、退会防止に尽力をお願いいたします。

336-D 地区は 16 ゾーンがあります。各ゾーンにて共同アクティビティの実施、合同例会の実施、地元の方々にライオンズのアクティビティのアピールをお願い致します。又、今年より WEB 会議の見直しを実施する予定に、力を入れます。

(例)・献血・検眼のお願い

- ・町内清掃の実施
- ・青少年健全育成、中学生の立志伝等の手伝い検討
- ・薬物乱用の講習
- ・地元でライオンズクラブの活動を認識してもらう
- ・地元新聞への記載等アピール活動の実施・啓発

●女性・若手・支部を作ろう

もちろん、クラブによってそれは非常に難しいことであることも理解しています。

クラブ会長、Z C、R C が連絡を取り合って努力して下さい。

“努力せずして、成果なし”

●今年度より当地区では、アラート委員会単独の委員会を設立します。

早い機会に研修会を開催し、非常時の連絡網、炊き出しへの対応、援助物資の配布等、地元での災害に迅速に対応できるよう準備を進めていただきます。

●L C I F 1 0 0 キャンペーンについてはコーディネーターを中心にお願いしていきます。すべてのクラブにL C I Fに参加いただき、地区で1 0 0人の方にM J Fをお願い致します。

●新入会員を対象とした例会の提案

ゾーンカリジョンか又は、年1回ゾーン内若手新入会員の合同例会の実施

●元会長会の提案

上期・下期年2回くらい実施し、クラブ内の見直し改革・改善等、会の在り方の再度見直し。クラブ内の親睦会の在り方等検討、次期未来に向けて改革・推進を図る。

●ガバナーチームミーティングを、キャビネット会議の前とその中間に開催し、議事のスムーズな進行及びチームのコミュニケーションを取りつつ、地区運営の継続性を確保してまいります。

各クラブが活発な奉仕活動を行い、会員一人一人が健康でご活躍されることを祈念しております。

2020～2021 年度 地区ガバナー基本方針

《ガバナースローガン》

全てに 感謝、感謝 We Serve

1. 国際会長の方針を尊重して活動します。
2. 会員増強、会員維持に努力します。
特に若手会員、女性会員の増強、退会者の防止に努力致します。
3. 青少年の健全育成に資する奉仕活動を推進します。
4. YCE活動を通じて、国際感覚豊かな青少年の育成に努めます。
5. リジョン内、又はゾーン内でのクラブ合同アクティビティ奉仕活動を
推し進めます。
6. LCIF 特にMJF、LCIF100の啓蒙、推進に努めます。
7. 献血・献眼を中心に保健福祉環境保全活動、特にEM(バイオ菌)に
よる水質改善を推進します。
8. アラート委員会活動を活発にし、緊急時の災害即時対応できるよう
推進します。



JAPAN 336-D SHIMONOSEKI

2020～2021

全てに感謝・感謝 We Serve

～生まれてきて事業を営み、ライオンズに出会い多くの人と出会い
奉仕できる事に感謝の気持ちで接する事に、また感謝～

モチーフのクジラは海の王様！！令和元年7月に商業捕鯨が31年ぶりに再会され、下関を捕鯨基地としたかつてのマルハ大洋漁業、大洋ホエールズ本拠地の賑わいと、30年以上前のライオンズの活気・活力を取り戻すためにモチーフとしました。しかしながら、過去に戻ることはできません。

時代は変わりライオンズクラブも「変化・改善・改革」の時期ではないかと思えます。クジラの如く大きくジャンプし泳ぎだす様、クジラの尾をモチーフにロゴマークを表現しました。

① ライオンズクラブ国際協会

国際会長	ジュンヨル・チョイ (韓国・釜山)
第一国際副会長	ダグラス X. アレキサンダー (米国ニューヨーク州ブルックリン)
第二国際副会長	ブライアン E. シーハン (米国ミネソタ州バードアイランド)
第三国際副会長	パトリシア “パティ” ヒル (カナダ・アルバータ州エドモントン)

※ 国際大会が中止のため、次の国際大会で公認が選出されるまで現在の執行役員がそのまま継続する。

② 世界のライオンズクラブ (2020. 3. 31現在)

クラブ数	48, 247
会員数	1, 422, 702

日本のライオンズクラブ (2020. 3. 31現在)

クラブ数	2, 948
会員数	111, 655

③ 国際理事 [日本]

2018-2020	安澤 莊一 (福島県 白河小峰LC)
2018-2020	渡部 雅文 (岡山県 倉敷西LC)
2018-2020	川島 正行 (茨城県 土浦北LC)
2020-2022候補者 (推薦)	藏 大輔 (石川県 金沢伏見LC)
2020-2022候補者 (継続)	永田 賢司 (京都洛陽LC)

④ 国際大会開催地

2018年 第101回	ネバダ州 ラスベガス
2019年 第102回	イタリア ミラノ
2020年 第103回	シンガポール
2021年 第104回	カナダ モントリオール
2022年 第105回	インド ニューデリー
2023年 第106回	マサチューセッツ州 ボストン
2024年 第107回	オーストラリア メルボルン
2025年 第108回	メキシコ
2026年 第109回	ジョージア州 アトランタ

⑤ 東洋東南アジア・フォーラム (OSEAL FORUM) 開催地

2018年 第 57回	中国 海南島
2019年 第 58回	日本 広島
2020年 第 59回	韓国 済州島
2021年 第 60回	フィリピン マニラ

⑥ ライオンズクラブの歴史年表

a) 1917年（大正6年）6月7日
メルビン・ジョーンズ氏の呼びかけによって、アメリカ合衆国各地から約20名の代表が集まり、シカゴ市のホテルで初会合を行った。

b) 1917年（大正6年）10月8日～10日
22クラブの代表者36名がダラス市のアドルファス・ホテルに集まって、第1回の大会を開催し、「ライオンズクラブ協会」が設立された。

1920年3月12日 カナダ・オンタリオ州ウインザー市にアメリカ合衆国以外の最初のクラブが結成され「ライオンズクラブ国際協会」となった。

c) 1925年（大正14年）6月29日～7月2日
第9回国際大会（アメリカ・オハイオ州）において、ヘレン・ケラーが「盲人のために暗闇と闘う騎士」となってほしいと訴えて以来、視聴覚障害者を助け、眼を守る運動は我々の奉仕活動の大きな柱となった。

d) 1952年（昭和27年）3月5日
フィリピンのマニラLCが東京LCを結成、3月21日にチャーターナイトを外国人メンバー20名を含めて57名で挙行了。世界で35番目の国となる。

e) 1981年（昭和56年）第64回国際大会（フェニックス）で村上 薫氏（京都）が国際会長に就任。

⑦ 日本から選出された国際会長

1981-1982年 故 村上 薫 （京都）

2015-2016年 山田 實紘（美濃加茂）

日本から選出された国際第一副会長

1989-1990年 故 小川 清司（東京渋谷）

3 3 6 複合地区第 6 6 回年次大会議案書 (抜粋)

ライオンズ必携改訂案 新旧対比表

R2.3.31 執行理事会承認済後の修正 (R 2年4月6日版)

1 / 1

ページ	行数	現在の記載	改訂案	改訂案の変更趣旨
22	12~15	ライオンズクラブの運営について 金賞はすべてその地域社会において吟味された人たちである。従って、数十名の会員の中から同一人を同一職に重任させなければならぬ。人材に乏しいはずはない。	ライオンズクラブの運営について 全文削除	新会員の獲得が困難であればいいが、新会員の入会が少ないクラブでは役員 の重任も有り得るので、この文言を削除する。
23	1~4	そして、当該クラブの運営の方向付けは例会の場において決まるのであるから、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することに努力すべきだが、出席率のみに重点を置いては会員減少につながりかねない。	そして、当該クラブの運営の方向付けは例会の場において決まるのであるから、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することに努力すべきである。	例会の出席は会員の義務であるが、自分たちのクラブの運営は自分達でというような国際協会の流れもあり、むしろアクティビティへの参加が求められているので、少し表現を和らげた。
24	2~6	また、ところによっては、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）を設置している例があるようだが、リジョン・チェアパーソンやゾーン・チェアパーソンは、自らそれぞれのリジョン、ゾーンの運営に当たることが原則であり、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）は設置することはできない。	また、ところによっては、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）を設置している例があるようだが、リジョン・チェアパーソンやゾーン・チェアパーソンは、自らそれぞれのリジョン、ゾーンの運営に当たることが原則であり、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）を設置することは極力避けるべきである。	リジョンチェア・パーソンやゾーンチェア・パーソンだけで会議の資料を作成したり会議を開催したりすると、特に会議では司会までやることに大変であることが理解できるので、幹事（総務）の設置を全面的に是認するわけではなく、設置を全面的に否定しない。しかし会議の運営への参加を認めるものではない。
27	13~15	……また、地域社会の女性の協力を支援するアクティビティとしてライオンズクラブ (P255参照) の活動がある。	全文削除	ライオンズクラブは2021年度まで存在するが、ライオンズクラブがアクティビティともとれるような表現なので、削除する。

クラブ会則の改訂案

ページ	行数	現在の記載	改訂案	改訂案の変更趣旨
101	7~9	第8条 理事会 第3項 任務及び権限 (h) 理事会は、全ての新企画及び方針をそれぞれ担当の常設委員会又は特別委員会に委託し、その委員会に研究してもらい、勧告を受ける。	第8条 理事会 第3項 任務及び権限 (h) 理事会は、全ての新企画及び方針をそれぞれ担当の常設委員会又は特別委員会に委託し、提言を求めらる。	国際理事会方針書記のクラブ付則第8条第3項(h) 標準版をクラブの実情に合わせて変更できるところなので、日本語での一般的な表現に置き換えて『その委員会に研究してもらい、勧告を受ける。』と翻訳してあるところを『提言を求めらる。』に置き換える。
106	23~27	(e) 終身会員 (2) (2) 今後の国際会費の代わりにUS\$650もしくは現地通貨によるUS\$650相当額を所屬クラブが納入、及びクラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。	(e) 終身会員 (2) (2) 今後の国際会費の代わりにUS\$650もしくは現地通貨によるUS\$650相当額を所屬クラブが納入、及びクラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす会費を課すことができる。 下線部分は英語版にはない。またライオンズ必携107ページ5行目から下線を付した表記がなされており、印刷時の誤りと判断されるので、下線部分は削除する。	付則第1条第1項 (e) 終身会員 (2) (2) 今後の国際会費の代わりにUS\$650もしくは現地通貨によるUS\$650相当額を所屬クラブが納入、及びクラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす会費を課すことができる。 下線部分は英語版にはない。またライオンズ必携107ページ5行目から下線を付した表記がなされており、印刷時の誤りと判断されるので、下線部分は削除する。
126	18~20	第6条 会議 第4項 クラブ特別会合 ……。会合の目的、日時、場所が記載された特別会合通知書は、会合日の少なくとも10日前に、本クラブの会員に…… 知事は、会合日の少なくとも10日前に、本クラブの会員に……	第6条 会議 第4項 クラブ特別会合 ……。会合の目的、日時、場所が記載された特別会合通知書は、会合日の少なくとも10日前までに、本クラブの会員に…… 知事は、会合日の少なくとも10日前までに、本クラブの会員に……	付則第6条 会議 第4項クラブ特別会合 ……。会合の目的、日時、場所が記載された特別会合通知書は、会合日の少なくとも10日前に、本クラブの会員に…… 英文表記は at least ten(10) days prior to the date thereof と記載されており、日本語として馴染みある表現では、10日前までに という表現に変更する。

ライオンズ必携改訂案 新旧対比表

R2.3.31 執行理事會承認済後の修正 (R 2年4月6日版)

複合地区会則の改訂案

ページ行 数	現 在	記 載	改 訂 案	改 訂 案 の 変 更 趣 旨
138	6~11	<p>第2条 目的</p> <p>本組織は、複合地区内のライオンズクラブの融和協調を図るとともに、ライオンズを高揚するためにライオンズクラブ国際協会の基本活動方針に従い、複合地区内の各準地区（以下本会則において地区と称する）の運営を円滑ならしめることを目的とする。</p>	<p>第2条 目的</p> <p>複合地区内の各準地区（以下本会則において地区と称する）の運営を円滑ならしめることを目的とする。</p> <p>(a) ライオンズクラブ国際協会の目的を本複合地区内で推進するため、運営機構を設ける。</p> <p>(b) 世界の人人々の間に相互理解の精神を培い発展させる。</p> <p>(c) よい施政と良い公民の原則を高揚する。</p> <p>(d) 地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。</p> <p>(e) 友情、親善、相互理解のまぎすなによって会員間の融和をはかる。</p> <p>(f) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。</p> <p>(g) 奉仕の心を持つ人々が個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するよう励まし、また商業、工業、専門職業、公共事業及び個人事業の効率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。</p>	<p>第2条 目的</p> <p>現行の第2条の後半部分は残す。</p> <p>国際会則や標準版複合地区会則の目的は具体的であるが、必携の目的は少し具体的に欠けるので、より具体的に会員にとって理解が早いと考えるので標準版複合地区会則に記載されている目的に置き換える。</p>
138	16~18	<p>第4条 役員</p> <p>複合地区の役員にはガバナー協議会構成員、およびガバナー協議会が選任する者をもってこれに当てる。</p>	<p>第4条 構成員</p> <p>国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針と抵触せず複合地区がそれを改正した場合を除き、複合地区は標準版複合地区会則及び付則に準拠するものとする。複合地区の会則及び付則と国際会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存する場合はいかなる場合も、国際会則及び付則に準拠するものとする。</p>	<p>第4条 役員 削除</p> <p>現行の第4条は第5条と記載が重複しており、削除する。</p> <p>第4条 構成員 新設</p> <p>第4条のところに現行第26条の「国際協会会則および付則との関係」がややもすると皆さんの意識の中から忘れ去られていると思われる筋があるので、同題旨の国際理事會方針書に掲載の標準版複合地区会則第6条の優越性を記載する。優越性の記載は、標準版複合地区会則、地区会則、クラブ会則にも早めの条数のところに記載されている。</p>
141 142	13~27 1~5	<p>第6条 複合地区連絡会議</p> <p>全文削除</p>	<p>第6条 複合地区連絡会議 削除</p> <p>複合地区連絡会議の中の複合地区議長連絡会議は一般社団法人日本ライオンズ執行理事會として運営されており、複合地区各種委員長會議も現在複合地区ガバナー協議会議長が委員長を務め一般社団法人日本ライオンズの組織として運営されている。</p>	<p>第6条 複合地区連絡会議 削除</p> <p>複合地区連絡会議の中の複合地区議長連絡会議は一般社団法人日本ライオンズ執行理事會として運営されており、複合地区各種委員長會議も現在複合地区ガバナー協議会議長が委員長を務め一般社団法人日本ライオンズの組織として運営されている。</p>
142	6~	<p>第7条 複合地区年次大会</p> <p>1. 複合地区年次大会（以下本会則において複合地区大会と称する）はガバナー協議会の決定した場所で開催される。ただし、ガバナー協議会は翌々会計年度を越えて開催地およびホスト・ライオンズクラブを決定することはできない。複合地区大会開催の期日はガバナー協議会および大会ホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは速やかに大会委員長を選任する。大会委員長はガバナー協議会の指示を受け、大会の設置その他に当たる。</p>	<p>第6条 複合地区年次大会</p> <p>1. 複合地区年次大会（以下本会則において複合地区大会と称する）は前年の年次大会の代議員によって選定した場所で開催される。複合地区大会開催の期日はガバナー協議会および大会ホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは速やかに大会委員長を選任する。大会委員長はガバナー協議会の指示を受け、大会の設置その他に当たる。</p>	<p>第6条 複合地区年次大会において改訂された第20条1項との整合性を取るための変更である。複合地区年次大会開催場所は、前年の年次大会の代議員によって選定された場所での開催される。</p>

複合地区会則の改訂案

ページ	行数	現在の	記載の	改訂案	改訂案の変更	趣旨
143	26~	第7条 複合地区委員会 内容の変更なし		第7条 複合地区委員会 内容の変更なし		現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。
144	10~	第8条 ライオン誌日本語版 内容の変更なし		第8条 ライオン誌日本語版 内容の変更なし		現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。
		該当なし		第9条 一般社団法人日本ライオンズ 1. ライオンズクラブ国際協会の目的を推進し、適正迅速な情報の交換を図りつつ複合地区ガバナー協議会をサポートし、日本のライオンズクラブの発展のために一般社団法人日本ライオンズ(以下日本ライオンズという)を設立した。 2. ガバナー協議会議長並びに地区ガバナーは、ガバナー協議会の同意の下に日本ライオンズの運営に参画する。 3. ガバナー協議会議長並びに地区ガバナーは、就任と同時に日本ライオンズの正社員として入社申し込みをし、社員総会で入社が承認されて正社員となる。 ガバナー協議会議長並びに地区ガバナー以外で理事・監事に就任するものは、正社員として入社申し込みをし、社員総会で入社が承認されて正社員となる。 各複合地区は日本ライオンズの定款に定める賛助社員とする。 賛助社員は、賛助会費を支払う。 4. 前年度に入社した社員は、前項の正社員入社承認後速やかに日本ライオンズに退会届を提出し退会する。 5. 理事及び監事は、社員総会の決議によって正社員のうちから選任する。 6. 日本ライオンズの監事を選出していない複合地区から、監査委員を各1名選出する。監査委員は、監事とともに日本ライオンズの会計監査を行い複合地区年次大会でその結果を報告する。 7. 複合地区は他の複合地区と協調して複合地区の運営を行うため、日本ライオンズに全複合地区ガバナー協議会議長を含む構成員による執行理事會を置き協議する。 8. 複合地区は他の複合地区と協調して複合地区運営を行うため、日本ライオンズに全複合地区各種委員長を含む構成員による各種委員會を置き協議する。 9. 日本ライオンズの各種委員会決定事項は、日本ライオンズ執行理事會並びに理事會で承認されたのちそれぞれの複合地区ガバナー協議会の同意を得て有効となる。 10. ガバナー協議会議長が、国際会則及び付則並びに国際理事會方針書の規定に違反したとみなされる場合には、日本ライオンズの執行理事會、理事會並びに各種委員会等への出席を控えなければならない。 11. いくつかの複合地区に共通する事項につき、関係する複合地区の代表者が日本ライオンズの執行理事會又は委員会とは別に協議することを妨げない。	1. 日本ライオンズの定款第3条の目的を掲載した。 2. 現行会則第10条1項記載の後半部分を記載。 3. 現行会則第10条3項をそのまま記載。 理事・監事でガバナー協議会議長または地区ガバナー以外の人は正社員として申し込みをすることを記載。 現行会則第10条2項の複合地区に関するものを記載。 4. 前年度入社社員の退社規定で現行会則第10条4項の記載のまま。 5. 理事・監事の選任に関するもので日本ライオンズ定款第23条を記載。 6. 会計監査委員の選出に関するもので、現行会則第10条5項を記載。 7. ガバナー協議会議長連絡協議の名称を日本ライオンズ執行理事會に変更している。構成員は全複合地区ガバナー協議会議長とその他の理事。内容に変更なし。 8. 複合地区各種委員長連絡協議の名称を日本ライオンズ各種委員会に変更している。全複合地区各種委員長とその他の委員で構成。内容に変更なし。 9. 各種委員会の決議は、執行理事會で承認された後、理事會に報告協議後、ガバナー協議会で同意を得て初めて有効になる。現行会則第6条4項の規定をそのまま転記している。 10. 現行会則第6条5項をそのまま転記している。 11. 現行会則第6条6項をそのまま転記している。	

ライオンズ会則改訂案 新旧対比表

R2.3.3I 執行理事会承認後の修正 (R2年4月6日版)

複合地区会則改訂案

ページ	行数	現在	記載	改訂案	改訂案の変更趣旨
146	7~11	第11条 ガバナー協議会事務局 内容に変更なし	第11条 ガバナー協議会事務局 内容に変更なし	第10条 ガバナー協議会事務局 内容に変更なし	現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。
146	12~	第12条 複合地区会計 内容に変更なし	第12条 複合地区会計 内容に変更なし	第11条 複合地区会計 内容に変更なし	現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。
147		第13条 目的 内容に変更なし	第2章 地区	第2章 地区	第2章 地区
147		第14条 構成および組織 内容に変更なし	第14条 構成および組織 内容に変更なし	第13条 構成および組織 内容に変更なし	現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。
148		第15条 地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナー 1. 地区ガバナー 2. 第1副地区ガバナー 3. 第2副地区ガバナー 4. 空席補充 (1) 地区ガバナーの空席補充 (2) 副地区ガバナーの空席補充 (a) 死亡その他の・・・ (b) 第1および第2副地区ガバナー・・・ (イ) 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングのチャータークラブに所属するグッド・スタンディングの正会員であり、 (ロ) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一または準地区内の過半数のクラブの推薦を受けていること (ハ) 第1および第2副地区ガバナー就任時点で以下の条件を満たしていること (イ) ライオンズクラブ会長として全期または任期の過半を、そして、理事会構成員として更に2年以上務め、かつ (ii) ①ゾーン・チェアパーソン、②リジョン・チェアパーソン、③キャビネット幹事、④キャビネット会計のいずれかの役職者として、全期または任期の過半を務めた者 (iii) 上記のいずれの役職も、同時に達成させることはできない。	第15条 地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナー 1. 地区ガバナー 2. 第1副地区ガバナー 3. 第2副地区ガバナー 4. 空席補充 (1) 地区ガバナーの空席補充 (2) 副地区ガバナーの空席補充 (a) 死亡その他の・・・ (b) 第1および第2副地区ガバナー・・・ (イ) 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正会員であり、 (ロ) 第1又は第2副地区ガバナー就任の時点で、 (1) ライオンズクラブの役員として全期又は過半の期間、かつ (ii) 地区キャビネットの構成員として全期又は過半の期間を務めた者でなければならぬ。 (iii) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。	現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。 1. 地区ガバナー 2. 第1副地区ガバナー 3. 第2副地区ガバナー 4. 空席補充 (1) 地区ガバナーの空席補充 (2) 副地区ガバナーの空席補充 (a) 死亡その他の・・・ (b) 第1および第2副地区ガバナー・・・ ここでは変更なし	

ページ	行数	現在の記載	改訂案	改訂案の変更趣旨
152		<p>第16条 地区ガバナー・キャピネット 第1項、第2項 内容に変更なし</p> <p>3. 地区ガバナーはキャピネット会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャピネット幹事、キャピネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長に投票権が与えられる。 (331・332・333・335・336・337)</p> <p>3. 地区ガバナーはキャピネット会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャピネット幹事、キャピネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長および地区FWT/GLT/GMT/GSI/LCIFコーディーナーに投票権が与えられる。 (330・334)</p> <p>第4項、第5項 内容に変更なし</p>	<p>第15条 地区ガバナー・キャピネット 第1項、第2項 内容に変更なし</p> <p>3. 地区ガバナーはキャピネット会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャピネット幹事、キャピネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長に投票権が与えられる。</p> <p>第4項、第5項 内容に変更なし</p>	<p>現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。 第1項、第2項 内容に変更なし</p> <p>昨年度の国際理事會で地区FWT/GLT/GMT/GST/LCIFコーディーナーには投票権が与えられなくなった。従って第16条3項は昨年度の複合地区会則変更の議題は取り下げられたが、MD330とMD334は取り下げられずに可決したので、他の複合地区と合わせるため今年度にも変更する必要があるが、この改訂案が複合地区で承認されると、自動的に変更になる。</p> <p>第4項、第5項 内容に変更なし</p>
153		<p>第17条 キャピネット構成員 1. キャピネット構成員を次のとおりとする。 (a) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャピネット幹事、キャピネット会計、および地区FWT/GLT/GMT/GST/LCIFコーディーナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン (330・332・334・335・336・337)</p> <p>(a) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャピネット幹事、キャピネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン (331・333)</p> <p>(b) 内容に変更なし (c) 内容に変更なし</p> <p>2. 内容に変更なし 3. 内容に変更なし 4. 内容に変更なし</p>	<p>第16条 キャピネット構成員 1. キャピネット構成員を次のとおりとする。 (a) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャピネット幹事、キャピネット会計、および地区FWT/GLT/GMT/GST/LCIFコーディーナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン (330・332・334・335・336・337)</p> <p>(b) 内容に変更なし (c) 内容に変更なし</p> <p>2. 内容に変更なし 3. 内容に変更なし 4. 内容に変更なし</p>	<p>現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。</p> <p>前年度の複合地区年次大会でキャピネット構成員の変更議案が上程されたが、MD331、MD333は変更されていない。この改訂案が複合地区で承認されると、自動的に変更になる。</p>

ページ	行数	現在の記載	改訂案	改訂案の変更趣旨
155		<p>第18条 地区委員その他 内容に変更なし</p> <p>第19条 キャビネット構成員の任務 内容に変更なし</p> <p>第20条 地区年次大会 1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）は、前年度の年次大会の代議員によって選定した場所にて開催される。ただし、キャビネットは翌会計年度を越えて開催地およびホスト・ライオンズクラブを決定することはできない。 地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の成営その他にあたる。</p> <p>2. ～10.</p>	<p>第17条 地区委員その他 内容に変更なし</p> <p>第18条 キャビネット構成員の任務 内容に変更なし</p> <p>第19条 地区年次大会 1. 地区年次大会（以下本会則において地区大会と称する）は、前年度の年次大会の代議員によって選定した場所にて開催される。 地区大会開催の期日はキャビネットおよびホスト・ライオンズクラブによって決定される。大会ホスト・ライオンズクラブは、速やかに大会委員長を選出し、これを地区ガバナーが任命する。大会委員長はキャビネットの指示を受け、大会の成営その他にあたる。</p> <p>2. ～10.</p> <p>第20条 地区名義顧問会 内容に変更なし</p>	<p>現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。</p> <p>現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。</p> <p>現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。</p>
159		<p>第21条 地区名義顧問会 内容に変更なし</p> <p>第22条 地区ガバナー諮問委員会 1. 地区ガバナー諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として各ゾーンごとに設置され、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン内のクラブ会長、クラブ第1副会長、クラブ幹事をもって構成される。ゾーン・チェアパーソンは本委員会を主宰する。 2. 各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第1副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会後90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング・コミュニケーション委員長、クラブ会員委員長は、各自の役割に関する情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオンズ及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。 (330・332・334・335・336・337)</p> <p>2. 地区ガバナー諮問委員会は年3回定例会議を開き、ゾーン内のクラブが協議を促しつつ、ライオンズを奨励するため の方法について協議する。 (331・333)</p>	<p>第21条 地区ガバナー諮問委員会 1. 地区ガバナー諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として各ゾーンごとに設置され、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン内のクラブ会長、クラブ第1副会長、クラブ幹事をもって構成される。ゾーン・チェアパーソンは本委員会を主宰する。 2. 各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第1副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会後90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング・コミュニケーション委員長、クラブ会員委員長は、各自の役割に関する情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオンズ及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。</p> <p>2. ～10.</p> <p>第20条 地区名義顧問会 内容に変更なし</p>	<p>2. ～10. は変更なし。 現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。</p> <p>現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。</p>
159		<p>第22条 地区ガバナー諮問委員会 1. 地区ガバナー諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として各ゾーンごとに設置され、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン内のクラブ会長、クラブ第1副会長、クラブ幹事をもって構成される。ゾーン・チェアパーソンは本委員会を主宰する。 2. 各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第1副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会後90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング・コミュニケーション委員長、クラブ会員委員長は、各自の役割に関する情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオンズ及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。 (330・332・334・335・336・337)</p> <p>2. 地区ガバナー諮問委員会は年3回定例会議を開き、ゾーン内のクラブが協議を促しつつ、ライオンズを奨励するため の方法について協議する。 (331・333)</p>	<p>第21条 地区ガバナー諮問委員会 1. 地区ガバナー諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として各ゾーンごとに設置され、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン内のクラブ会長、クラブ第1副会長、クラブ幹事をもって構成される。ゾーン・チェアパーソンは本委員会を主宰する。 2. 各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第1副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会後90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング・コミュニケーション委員長、クラブ会員委員長は、各自の役割に関する情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオンズ及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。</p> <p>2. ～10.</p> <p>第20条 地区名義顧問会 内容に変更なし</p>	<p>前年度の複合地区年次大会で、地区ガバナー諮問委員会開催回数変更議案が上程されたが、MD331、MD333は変更されていない。この改訂案が複合地区で承認されると自動的に変更になる。</p>

ライオンズ必携改訂案 新旧対比表

R2.3.31 執行理事會承認済後の修正 (R2年4月6日版)

複合地区会則の改訂案

ページ	行数	現在の記載	改訂案	改訂案の変更趣旨
160		第23条 キャビネット事務局 内容に変更なし	第22条 キャビネット事務局 内容に変更なし	現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。
161		第24条 地区会計 内容に変更なし	第23条 地区会計 内容に変更なし	現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。
161		第3章 改正その他	第3章 改正その他	
161		第25条 改正 内容に変更なし	第24条 改正 内容に変更なし	現行複合地区会則第6条を削除したので、条数が繰り上がった。
161		第26条 国際協会会則及び付則との関係	削除	
162		第27条 規則の制定および改廃 内容に変更なし	第25条 規則の制定および改廃 内容に変更なし	現行複合地区会則第6条及び第26条を削除したので、条数が繰り上がった。
162		第28条 名称、紋章、その他の標識 内容に変更なし	第26条 名称、紋章、その他の標識 内容に変更なし	現行複合地区会則第6条及び第26条を削除したので、条数が繰り上がった。
162		第29条 文書配布の規制 内容に変更なし	第27条 文書配布の規制 内容に変更なし	現行複合地区会則第6条及び第26条を削除したので、条数が繰り上がった。
163		第30条 施行期日 内容に変更なし	第28条 施行期日 内容に変更なし	現行複合地区会則第6条及び第26条を削除したので、条数が繰り上がった。

現 行 規 則	改 訂 案	改 訂 案 趣 旨 説 明
<p>国際理事立候補者推薦手続規則</p> <p>第1章 準地区および複合地区大会の推薦</p> <p>資格 国際理事立候補者の資格は、国際会則及び付則の定めるところによる。</p>	<p>国際理事立候補者推薦手続規則</p> <p>第1章 準地区および複合地区年次大会の推薦</p> <p>資格 国際理事立候補者（以下立候補者という）の資格は、国際会則および付則の定めるところによる。</p>	<p>従前は「国際理事立候補者推薦手続規則」となっていたが、推薦のための選挙を行わなかったので「選挙」の文言がなかったが、推薦選挙を実施するので、選挙の文言を入れ、立候補者を候補者とした。</p>
<p>意思表示 国際理事立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブ經由地区ガバナーあてに所定の文書をもって行われるものとする。</p>	<p>意思表示 立候補者の国際理事立候補の意思表示は、有資格者である本人から、所属クラブを經由して、地区ガバナーに宛てた所定の文書をもって行う。</p>	<p>条文の趣旨が明確になるよう解りやすくした。 内容の変更はない。</p>
<p>届 出 立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度あるいは不測の事態のために必要になった場合は当年度の1月31日までに、本人の立候補届出書および履歴書などを地区ガバナーに提出する。</p>	<p>届 出 立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の準地区の年次大会議案として提案ができる期日までに本人の立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに提出する。不測の事態により新たな立候補立定者が必要になった場合には、当年度の準地区年次大会議案として提案ができる期日までに、本人の立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに提出する。</p>	<p>条文の区切りが明確になるよう句点を打ち、不測の事態を分かりやすくするため文言を加えた。 また立候補届出書等の提出期限について、具体的な日付とするとキヤベネット会議に開催期日が変わった場合に対応できなくなる恐れがあるので、日付の明示ではなく準地区の年次大会議案書として提案ができる期日までという表現にした。 実質的な内容の変更はない。</p>
<p>地区ガバナー 地区ガバナーはその立候補者の資格が適格であることを確認し、これを準地区の年次大会に提出して推薦を求め、推薦書をガバナー協議会議長に提出する。</p>	<p>準地区年次大会での推薦 地区ガバナーは立候補を届け出た国際理事立候補立定者の資格が適格であることを確かめ、準地区の年次大会で国際理事立候補立定者としての推薦を請る。 準地区の推薦が得られた後、地区ガバナーは推薦書を複合地区ガバナー協議会議長に提出しなければならない。</p>	<p>地区ガバナーでは内容が解りにくいので、準地区での作業であることを明確にするようにした。また立候補立定者であることを明確にするため、予定者の文言を加えた。 準地区の推薦を得られた後に複合地区へ推薦書を送ることを明確にした。 実質的な内容の変更はない。</p>
<p>ガバナー協議会議長 推薦書の提出を受けたガバナー協議会議長は、これを複合地区年次大会に提出して推薦を求める。</p>	<p>複合地区年次大会での推薦 地区ガバナーより推薦を受けた複合地区ガバナー協議会議長は、複合地区年次大会で国際理事立候補立定者の推薦を請る。</p>	<p>ガバナー協議会議長では内容がわかりにくいので、複合地区年次大会での推薦に変更した。 実質的な内容の変更はない。</p>
<p>周 知 地区ガバナーおよび複合地区ガバナー協議会議長は、それぞれ準地区および複合地区年次大会に先立ち、立候補者の氏名、経歴、所信その他必要な事項を大会議案書に掲載するなどの適当な方法をもって事前に代議員および全会員に周知させなければならない。</p>	<p>周 知 地区ガバナーおよび複合地区ガバナー協議会議長は、それぞれ年次大会において立候補者の立候補推薦を請るにあたり、立候補者の氏名、経歴、所信その他必要な情報、大会議案書に掲載するなどの適当な方法を用いて、事前に会員への周知を図らなければならない。</p>	<p>「準地区および複合地区年次大会に先立ち」を「年次大会において立候補者の立候補推薦を請るにあたり」に変更し内容を明確にした。 「所信その他必要な事項」を「所信その他必要な情報」に替え、十分な情報の開示を求めるようにした。 「代議員および全会員」を「会員」とし、会員への情報の周知を明確にした。 実質的な内容の変更はない。</p>

7.	現 行 規 則	改 訂 案	改 訂 案 趣 旨 説 明
<p>7. 推薦方法 準地区および複合地区年次大会における立候補者の推薦は、無記名投票選挙によるものとし、出席し、投票した代議員の有効投票数の過半数得票者を推薦する。ただし、いずれの立候補者も過半数に満たない場合は同日に上位2名で再度投票を行う。 複合地区で推薦を得るには、まず所属準地区の推薦を得なければならない。</p>	<p>推薦方法 準地区および複合地区年次大会における立候補者の立候補推薦は、無記名投票選挙によるものとし、それぞれの大会に出席した代議員による有効投票数の過半数得票をもって推薦とする。ただし、複数の立候補者の中から推薦を行う場合、いずれの立候補者も得票が有効投票数の過半数に満たなかった場合は、同日、上位2名で再度投票を行い、有効投票数の過半数得票者を被推薦者とする。</p>	<p>「出席し、投票した代議員の」を「それぞれの大会に出席した代議員による」とし年次大会での出席且つ投票であることを明確にした。 「ただし、いずれの立候補者も」とあるのを「ただし、複数の立候補者の中から推薦を行う場合」とし、複数立候補の場合であることを明確にした。 実質的な内容の変更はない。</p>	
<p>8. 国際本部への届出 推薦が行われた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びにガバナー協議会議長および幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の30日前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。</p>	<p>第8条 国際本部への届出 準地区並びに複合地区年次大会で立候補者の立候補推薦が行われた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事並びに複合地区ガバナー協議会議長および回協議会幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際大会の30日前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、第18条記載の投票人による選挙が予想される状況においては、投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。</p>	<p>「推薦が行われた場合、」を「準地区並びに複合地区年次大会で立候補者の立候補・・・」に替え推薦を受けべき年次大会を明確にした。 「ガバナー協議会議長及び幹事」を「複合地区ガバナー協議会議長および回協議会幹事」と明確にした。 実質的な内容の変更はない。</p>	
<p>9. 国際理事候補者選挙管理委員会への推薦要求 準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は本規則の国際理事候補者選挙管理委員会の推薦を求めることができる。</p>	<p>第9条 一般社団法人日本ライオンズへの推薦要求 準地区および複合地区年次大会で推薦を受けた候補者は一般社団法人日本ライオンズ（以下日本ライオンズという）に対し、推薦を求めることができる。</p>	<p>「国際理事候補者選挙管理委員会への推薦要求」とあるのを組織体の正式名称「一般社団法人日本ライオンズへの推薦要求」へ変更する。 実質的な内容の変更はない。</p>	
<p>1. 名称 本組織の名称を国際理事候補者選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）とする。</p>	<p>第2章 国際理事候補者推薦選挙管理委員会 名称 本組織の名称を国際理事候補者推薦選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）とする。</p>	<p>委員会は推薦と選挙の業務を行うので、「推薦」の文言を加えた。また立候補者を候補者に替えた。 委員会は推薦と選挙の業務を行うので、「推薦」の文言を加えた。</p>	
<p>2. 目的 国際大会の選挙において3.3.0～3.3.7複合地区からの国際理事が円滑に選出されるために、定員数の候補者を選出することを目的とする。</p>	<p>第11条 目的 選挙管理委員会は候補者が日本に割当てられた人数（以下割当てという）を超えた場合日本ライオンズの付託を受け、割当てと回数の推薦をするため日本国内で選挙を行い、日本ライオンズとしての推薦候補者を決定することを目的とする。</p>	<p>「国際理事が円滑に選出されるために、定員数の候補者を選出・・・」を「候補者が割当てを超えた場合、割当てと同数の推薦をするため日本国内で選挙を行い、日本ライオンズとしての推薦候補者を決定することを目的とする。」とし推薦のための選挙であることを明確にした。</p>	

現 行 規 則	改 訂 案	改 訂 案	改 訂 案 趣 旨 説 明
<p>3. 構成 選挙管理委員会は330～337複合地区ガバナー協議会によって任命されたそれぞれ1名の委員をもって構成する。ただし、国際理事立候補者およびその支選に関する責任者を除くものとする。</p>	<p>第12条 推薦決定の効力 前条の選挙による推薦決定は、国際大会の選挙に向うの拘束力を持つものではなく、候補者の国際理事立候補者が国際本部で受理され候補者として登録された時点で、当然として日本でも候補者となる。</p>	<p>新設 推薦の効力は日本国内でのみ効力がある旨を明記した。国際本部で国際理事立候補者が受理された場合は、日本でも候補者になることを明示し、推薦決定の効力の限界を明示した。</p>	<p>推薦の効力は日本国内でのみ効力がある旨を明記した。国際本部で国際理事立候補者が受理された場合は、日本でも候補者になることを明示し、推薦決定の効力の限界を明示した。</p>
<p>4. 推薦要望書の提出 (1) 第1章9項による本選挙管理委員会の推薦を希望する候補者は、選挙の行われる国際年次大会と同一年度の7月31日までに、推薦要望書をガバナー協議会議長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。 (2) 推薦要望書には、次の書類が含まれていなければならない。 (a) 候補者の氏名、履歴、所信 (b) 所属する地区および複合地区年次大会の決議 (c) クラブ会長、地区ガバナー、ガバナー協議会議長の推薦書</p>	<p>第13条 選挙管理委員会の構成 選挙管理委員会は、日本ライオンズの理事の中から選出された委員長1名と、330～337複合地区ガバナー協議会によって任命された各1名の委員、計9名をもって構成する。ただし、候補者およびその支選に係る責任者を除くものとする。</p>	<p>第9条での変更を受けて、推薦要望書提出先を委員会から日本ライオンズに変更する。 準地区および複合地区での推薦決議があったことを明瞭にするため、決議があったことが記載された準地区・複合地区の議事録の写しを提出することを明示した。</p>	<p>第9条での変更を受けて、推薦要望書提出先を委員会から日本ライオンズに変更する。 準地区および複合地区での推薦決議があったことを明瞭にするため、決議があったことが記載された準地区・複合地区の議事録の写しを提出することを明示した。</p>
<p>5. 選挙管理委員会 (1) 推薦を希望する候補者がある場合、選挙管理委員会は選挙の行われる国際年次大会と同一年度の8月10日までに、ガバナー協議会議長連絡会議の決める日時・場所で開催を聞き、委員長を互選し、投票要領を決定する。 (2) 選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認めるときまたは委員の過半数が要請したときに開催することができる。</p>	<p>第14条 推薦要望書の提出 (1) 第1章9条による日本ライオンズの推薦を希望する候補者は、選挙の行われる国際大会と同一年度の7月31日までに、推薦要望書を複合地区ガバナー協議会議長経由で選挙管理委員会に提出しなければならない。 (2) 推薦要望書には、次の書類を添付するものとする。 (a) 候補者の氏名、履歴、所信を記載した書面 (b) 所属する準地区および複合地区年次大会での推薦決議が記載された議事録の写し。 (c) クラブ会長、地区ガバナー、複合地区ガバナー協議会議長の推薦書</p>	<p>第15条 選挙管理委員会の開催 (1) 推薦を希望する候補者がある場合、選挙管理委員会は選挙の行われる国際大会と同一年度の8月10日までに、日本ライオンズ執行理事会の決める日時・場所で開催を聞き、投票要領等を決定する。 (2) 選挙管理委員会の会合は、委員長が必要と認められた時、または委員の過半数が要請したときに開催することができる。</p>	<p>(1)・・・ガバナー協議会議長連絡会議・・・とあるを議長連絡会議が日本ライオンズ執行理事会に名称を変えて運用されているので、名称を変更する。また執行理事会は議長が決まっているため、委員長の互選の文言を削除する。 (2) 変更なし</p>

6.	現 行 規 則	改 訂 案	改 訂 案 趣 旨 説 明
<p>投票人 投票人は、現・元国際路会役員および現・元キャビネット構成のうちから、各複合地区ガバナー協議会によって選任されるものとする。その数は、各複合地区からそれぞれ50名、並びに前年度末の会員数300名ごと、およびその端数151名以上については1名とする。選挙管理委員会の委員は投票人になることはできない。</p>	<p>投票人 投票人は、330～337複合地区に所属する会員のうち以下の通りとする。 現・元国際会長 現・元国際理事 現一般社団法人日本ライオンズ理事會構成員 現地区ガバナー 第1副地区ガバナー 第2副地区ガバナー 選挙管理委員会の委員長並びに委員および候補者は投票人になることはできない。</p>	<p>投票人については、国際理事と同時期に職務を遂行することになる現ガバナー、第1・第2副地区ガバナーと現・元国際会長、現・元国際理事、現一般社団法人日本ライオンズ理事會構成員とする。 現行の規定では、投票人の選定にも相当の時間と労力を要し、選挙の執行が現実にはかなりの困難を伴うと想定される。</p>	
<p>7. 選挙管理委員会の選挙による推薦 (1) 選挙管理委員会は8月31日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、9月30日までに文書による推薦投票を求めなければならない。 (2) 推薦投票は無記名によるものとし、最高得票者をもって、選挙管理委員会の推薦候補者とする。ただし、日本に2名の割り当てが合意された年度は、上位2名を選挙管理委員会の推薦候補者とする。 (3) 推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、次位得票者をもって推薦候補者とする。 (4) 推薦を希望する候補者が定員を上回らない場合は、投票人による選挙を省略して、選挙管理委員会の推薦候補者とする。</p>	<p>第17条 選挙管理委員会の選挙による推薦 (1) 選挙管理委員会は8月31日までにすべての投票人に対して、すべての推薦希望者の氏名、履歴、所信などを公平に公表し、推薦投票を求めなければならない。 (2) 推薦投票は無記名によるものとし、すべて郵送によって行われる。投票人は選挙管理委員会所定の投票用紙を用い所定の封筒に封入し、選挙管理委員会に郵送する。 (3) 投票期間は、10月1日から10月10日までとする。投票期間内の投票かどうかの判定は、郵便消印の付付をもつて判定する。 (4) 開票は郵便配達遅れの恐れも考慮し、10月15日に行う。但し、当日が土・日・祝祭日の場合は、その後の最初の平日に行う。 (5) 開票作業は選挙管理委員会が行い、最高得票者をもって、日本ライオンズの推薦候補者とする。但し、日本に2名の割り当てがある年度は、上位2名を日本ライオンズの推薦候補者とする。 (6) 推薦候補者が死亡した場合または推薦辞退届が書面で提出された場合は、次位得票者をもって推薦候補者とする。 (7) 推薦を希望する候補者が定員を上回らない場合は、日本ライオンズは選挙管理委員会に付託する選挙を省略して、その候補者を、日本ライオンズの推薦候補者とする。</p>	<p>(1) (1)～(4)に投票に関する規定を新設するので、「・・・9月30日までに文書による・・・」を削除する。 投票は所定の投票用紙で郵送による方法にする。 投票期間の明示。締め切り日の消印有効。 オセアール・フォーラムの開催前に選挙を行うことを想定した。 開票日を設定。 開票作業の担当者を設定。 内容の変更はない。 選挙の省略を設定。 内容の変更はない。</p>	

	現 行 規 則	改 訂 案	改 訂 案 趣 旨 説 明
8.	<p>諸経費</p> <p>(1) 選挙管理委員会主席のための費用は、プール制によって各複合地区が負担する。</p> <p>(2) 選挙管理委員会の会場費、事務費などは一般社団法人日本ライオンズの経費をもって充当する。</p> <p>(3) 推薦投票にかかる費用は、推薦を希望する候補者又は複合地区が均等に負担する。</p>	<p>被選挙人の職務</p> <p>候補者およびその支援者は、投票人が投票判断を行うのに十分な、被選挙人の経歴、抱負、活動方針等の有用な情報を、投票人およびその他の会員に提供しようとする。但し、その活動は、投票期間が始まる前日までとする。</p>	<p>新設</p> <p>被選挙人に、投票人が投票判断を行うに十分な有用な情報の提供を求めようとする。</p> <p>また選挙活動期間の終期を明示した。</p>
9.	<p>諸経費</p> <p>(1) 選挙管理委員会出席のための委員会構成員の旅費は、プール制によって各複合地区が均等に負担する。</p> <p>(2) 選挙管理委員会の会場費、事務費などは、日本ライオンズの経費をもって充当する。</p> <p>(3) 選挙管理委員会が行う選挙に係る直接費用は、候補者を推薦した複合地区が均等に負担する。</p>	<p>諸費用の負担</p> <p>(1) 選挙管理委員会出席のための委員会構成員の旅費は、プール制によって各複合地区が均等に負担する。</p> <p>(2) 選挙管理委員会の会場費、事務費などは、日本ライオンズの経費をもって充当する。</p> <p>(3) 選挙管理委員会が行う選挙に係る直接費用は、候補者を推薦した複合地区が均等に負担する。</p>	<p>実質的な内容の変更はない。</p> <p>実質的な内容の変更はない。</p> <p>選挙に要する直接費用は、候補者を推薦した複合地区の負担とし、候補者の負担を削除した。</p>
1.	<p>第3章 改正その他</p> <p>本規則の改廃には、複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。</p>	<p>第3章 改正その他</p> <p>本規則の改廃には、日本ライオンズ理事会の承認を得た後、複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。</p>	<p>日本ライオンズの規約なので、日本ライオンズの理事会承認後、複合地区年次大会で可決されることを明記。</p>
2.	<p>本規則は330～337すべての複合地区年次大会の決議を得た後、実施する。</p>	<p>本規則は330～337すべての複合地区年次大会の決議を得た後、実施する。</p>	<p>内容の変更はない。</p>
3.	<p>本規則は、2003年以降の国際理事候補者を推薦するために、2002年7月1日から実施する。</p>	<p>本規則は、2021年以降の候補者を推薦するために、2020年7月1日から実施する。</p>	<p>次年度からの適用を明示。</p>

地区運営及び奉仕活動の重点

1. 地区キャビネットのあり方

地区内ライオンズクラブの融和協調を図るとともに、ライオニズムの高揚のために、ライオンズクラブ国際協会の理念を基に、336複合地区ガバナー協議会の基本方針に従い、336-D地区各クラブの要望に応えるべく、積極的な情報収集に努め、円滑なクラブ運営となるよう指導していく。

2. キャビネットの合理化の推進

- 1) キャビネット運営の合理化を継続し、経費の節減を図る。
- 2) 各種会議を見直し簡素化を図る。
- 3) 各種会議の議事録を作成する。
- 4) 地区名誉顧問会議については、次年度キャビネット開局後、ガバナーの要請に応じて開催する。

3. 事務の合理化 ITの活用

ITを活用し、事務の簡素化を進める。

- 1) キャビネットHPを活用し情報収集及びPRを実行する。
- 2) ペーパーレス化を進める。

○地区役員名簿・各種会議議案資料等の情報は、HPでデータの一元管理を行う。

○情報のデータベース化・共有化を図り、時代に即したマルチデバイスへの対応を試行する。なお、必要と思われる書類に関しては、各クラブで印刷し使用する。

経費削減に関する諸案

- RC・ZC・各委員長の活動費は定額支給とし、活動計画を立案して担当副幹事を通じて必要経費を請求する。
- 地区名誉顧問会議はキャビネット方針審査時と、適宜必要とした時に必要に応じてガバナーの要請で開催する。(交通費・宿泊費支給)
- 地区名誉顧問の方々にキャビネット会議のご案内はいたします(第1回・第4回のみ交通費・宿泊費支給)が、リジョン・ゾーンで会議等を開催するときは出席要請をする。(交通費は不支給)

- 地区名誉顧問の方で、辞退の申し出のあった方は元地区ガバナーとして処遇致します。
 - キャビネット会議前の地区常任名誉顧問会議は必要に応じてガバナーが開催する。
 - 国際本部からダウンロードできる日本語資料は、ダウンロード先を明記して補足資料とするので、出席者は必要と判断すれば各自でダウンロードしていただきたい。
 - キャビネットバッチは最低限作成する。
 - 獅子吼は年2回発行し、各クラブのアクティビティ等は 336-D の HP で随時掲載する。
 - 地区役員の名刺は委員以上作成する。
 - 地区役員、クラブ三役の写真は各自提出のものを使用する。
-

4. ガバナー公式訪問

ガバナー公式訪問をゾーン単位の合同訪問とし、ゾーン内の融和を図り、各クラブの意見を聴取する

- 1) 節減のため、質素な形式にしながらも、共通の話題を語り合う。
- 2) 公式訪問前にクラブに対して質疑事項を送付し、訪問時口頭で回答する。
- 3) 公式訪問時に例会訪問を実施する。(希望)
- 4) 公式訪問の次第を事前に ZC へ伝達する。

5. 奉仕活動の改革

人口減少、地域の高齢化等も進み、従来とは異なる方法の奉仕活動、会員増強、エクステンション等が求められている。それぞれの地域にあったクラブ運営、奉仕活動事業等の取り組みをしていただきたいと思います。

6. MC・情報

広報活動とは、会員及び地域社会に対してライオンズクラブの奉仕事業や活動を推進し、ライオンズクラブ国際協会に関する情報を広め、協会のイメージの高揚に努めることでもあります。地区での任務に当たるのは、地区MC委員長です。MC委員長はプログラムが正しく伝えられるように、各委員長と密接に情報交換し協力していかなければなりません。ITの固定化により、インターネットを活用し、情報をインプットし収集できるようになっております。各クラブの事務局においてもクラブ員各位に広く活用していただくよう推進をお願いします。なお、普及してないクラブには、キャビネット事務局よりクラブ事務局を通して対応します。

7. G A T (グローバル・アクション・チーム)

グローバル・アクション・チームは、2017年7月に開始され、グローバル会員増強チーム (GMT) グローバル指導力育成チーム (GLT)、に新たにグローバル奉仕チーム (GST) を加えて、3つの重要な分野を結合した。日本の場合は、家族及び女性チーム (FWT) を含めた4つのチームとなる。

会員増強とドロップの防止、さらにエクステンションの推進を継承します。

国際会長の方針・目標を見据え、会員増強を積極的に推し進め女性または若い会員のパワーをクラブに持ち込み、そのクラブが奉仕を通じて新鮮で進化していくことを目標としています。なお、退会者が出ないよう防止に向けてクラブ・ゾーンで事前に対処していただくようお願いいたします。

1) GMT (グローバル会員増強チーム)

会員維持のためドロップをなくす努力をすること、また、会員増強についても各クラブを指導して下さい。

2) GLT (グローバル指導力育成チーム)

GMTと共同で未来のライオンズを担える人材を育成する為に研修会を開催し、その推選をP・D・C・Aで検証して参ります。

3) GST (グローバル奉仕チーム)

クラブが情報や資料を特定し、奉仕事業をより良いものにしてインパクトを高めるノウハウを活用できるよう支援します。

4) FWT (家族及び女性チーム)

FWT コーディネーターと協力して会員増強に取り組み、支部結成を推し進め和やかな中にもクラブの活性化を図って下さい。

5) 会員純増目標

リジョン・ゾーン単位で5%以上、地区100人以上の目標として頂きたい。

8. YCE 事業

ライオンズクラブ YCE 事業 (交換学生) は、世界ライオンズとのネットワークで行われており、交流により国際的視野を深め、世界平和へ貢献できる青少年健全育成を目的としているものです。今年も積極的に推進して行きましょう。

今期も副委員長を置き、通年にわたるアクティビティに連続性をもって対応する。

9. 保健福祉環境保全「献眼・献血」

地区アクティビティスローガン「光と愛を」にあるように、献眼運動はライオンズクラブの奉仕活動の主要テーマです。今年度も積極的に献眼登録を推進して行くと共に、献眼発生時には敏速正確な対処を図るよう、研修会の開催等で理解を深めてまいります。

献血運動は日本に限らず、世界においても有数な献血推進団体として協力し、素晴らしい成果を上げております。しかし、若年層の献血者が少ないとのデータが出ています。そうした状況を踏まえ、特に若年層への啓発を重点において、積極的に献血運動を展開していただきたい。今年も引き続き、献眼・献血0クラブをなくす努力をお願いします。

10. LCIF への寄付金推進

LCIF はライオンズ国際財団と称し、寄付を受けた基金を運用して、大災害や緊急事態の救済、その他世界的に人類の福祉に貢献することを目的とする財団です。

LCIF への寄付金は、一人当たり100ドルを目標とするキャンペーン100の推進をしていきます。

MJF への寄付金は、有志によりますが何かの記念に各クラブで努力願ひ、一人でも多くの方をお願いしたいと思います。寄付金は1回1,000ドルが単位です。地区内で100口を目標とします。

LCIF の交付金の活用については、クラブが理解を深めると共に、D 地区内から LCIF の助成金を獲得できるアクティビティを申請できるように取り計らって参ります。

11. 青少年健全育成

◎青少年健全育成基金のお願い

各クラブの周年行事が展開されています。金額の多少を問わず周年行事アクティビティの一つとして、青少年健全育成基金への寄付をお願いします。

(ライオンズクエスト)

○青少年にライフスキルを

教師と生徒がともに模索しながら考え、生きる力（ライフスキル）を身につけさせる教育のプログラムを支援することを目的にしています。われわれメンバーが教えるのではなく、特定非営利活動法人青少年育成支援フォーラムの普及活動を通じて、その指導のための認定講師を派遣する活動の支援です。

(薬物乱用防止)

○薬物乱用の低年齢化防止

薬物乱用の低年齢化を防止するために小学生、中学生、高校生を対象に「薬物乱用防止教室」を展開していきます。またその際、ライオンズクラブ会員による薬物乱用防止教室認定講師の派遣要請があった場合の対応に、認定講師の養成講座講習会を開催します。

12. 平和ポスターコンテスト

国際平和ポスターコンテストは地域の子供たちと共に、平和・寛容さ・国際理解を推進する素晴らしい機会です。平和を考え、それが自分たちにとって何を意味するかを独創的に表現し、そのビジョンを世界の人々と分かち合うことを11歳から13歳の子供たちに奨励します。各ライオンズクラブは、地元の学校又は、青少年組織団体でコンテストをスポンサーすることが出来ます。入賞作品を選んだら、次の段階の審査に進みます。(地区→複合→国際本部) 国際入賞者はライオンズ誌及び国際協会のウェブサイトで発表されます。各学校へのPRを宜しくお願い致します。

13. 奉仕デーの活用

10月8日は世界ライオンズ奉仕デー (World Lions Service Day) です。各クラブでは地域の方々 (ボランティア団体等) と協議し、事業や奉仕活動を積極的に推進して下さい。

クラブ運営について

ライオンズクラブの基本的な在り方

多くの団体は、役員のみによって通常その会の運営が実施されていることが多いのですが、ライオンズクラブは会員全員によって運営されるのが特色です。会員が平等の権利と義務を持って「全員参加」と「民主的ルール」によって運営されます。これがライオンズクラブの基本的なあり方です。

例会・理事会・委員会はクラブ運営の正式機関としてそれぞれの役割を持ち、いずれも不可分な関係にあります。各クラブがそれぞれ奉仕活動がしやすいように工夫が必要です。

例会の在り方

例会はクラブの最高決議機関です。

国際協会では、例会についても、会員が集まる方法について、例えばインターネット上で集まる。あるいは、時間に定めなく集まる。等々さまざまなクラブを紹介しています。

ただ、例会のあり方は様々であるといっても、現状 336-D 地区に現在あるクラブでは、従来の例会はクラブの最高決定機関です。新しい企画や内規の制定、改廃をはじめ理事会で決定されたことでも、例会の承認なしには実行できないことが多くあります。

現在のクラブにとって例会出席は会員の重要な義務であり、例会の欠席は会員としての「権利放棄」に繋がります。例会の実出席率はクラブ活性化のバロメーターとなります。例会を楽しく意義あるものにする努力が各会員に課せられているといっても過言ではないと思います。例会の不活性なクラブから、ドロップ会員が多発している状態を直視する必要があります。実出席が難しい場合もありますので、その際は「出席メイクアップ規則」を忠実に守り、出席率の向上に努力しましょう。

メイクアップは所属クラブだけでなく、ゾーンやリジョン・姉妹・ブラザークラブの例会も許容し、会員同士の研鑽の役に資するよう改革して参りましょう。

その上で各クラブが実情に応じた例会に変化していくことは止めるものではありません。要はクラブの目的である、その地域に必要とされる奉仕をいかに多くのメンバーと共に実行できるかにかかっています。

クラブ周年記念について

MD336 運営マニュアルに、クラブ周年記念の趣旨として「クラブ運営の活性化と、会費の値上げ抑制を図ることを主眼」に、周年記念会合と周年記念事業の在り方について下記の通り提言があります。

周年記念の会合について「チャーター・ナイト記念会を毎年開催し、ライオンズの目的・道徳綱領及び本クラブの歴史を特に強調する」とクラブ付則に定められています。

クラブ周年記念の会合を開催する本旨は、クラブが毎年開催すべきチャーター・ナイト記念の目的をいっそう強調することになるのではないかと考えられます。

5年刻みの式典は、チャーター・ナイトとは全く趣を異にするものであり、クラブ自体が今日まで発展しつづけてきたことを会員同士が喜び合い、さらに将来への発展とライオニズムの高揚を再認識しあうものと理解し、クラブ結成5年、15年は別として、以後は10年刻みにしてもよいと考えられます。

25年・50年はシルバー・ゴールド・アニバーサリーであることから、国際会長を招待することもできる重要な式典ですので意義ある企画を行ってほしいと思います。

本年度のクラブ周年行事への地区ガバナーに対する出席要請につきましては、出来る限り対応して参りたいと思っております。各クラブのご理解を得たいと思っております。

地区周年行事の際はぜひ、青少年健全育成基金への拠出をお願いいたします。

地区の組織と役員・委員の任務について

(1)目的

地区内のライオンズクラブの融和協調を図ると共に、ライオニズムを高揚するためにライオンズクラブ国際協会の基本的活動方針に従い、地区内の各クラブの運営を円滑ならしめることを目的とする。

(2)キャビネット構成員

- 1) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第1・第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、および地区LCIFコーディネーター/GLT/GMT/GST/FWT、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン
- 2) 地区ガバナーが必要と認めて任命した下記委員長
MC委員長、国際関係委員長、YCE委員長、保健福祉環境保全委員長、青少年健全育成委員長
- 3) その他地区ガバナーの任命する委員長、副幹事、副会計
(注)複合地区会則第17条・4により前年度の地区YCE委員長および地区IT委員長は、必要があれば翌年度の8月31日まで、翌年度の地区ガバナーによって任命され実務に当たる。地区YCE委員についても同じ。

(A) 地区ガバナー候補者の資格（国際付則第9条4項）

- (a) 所属単一地区または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、
- (b) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一地区または準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (c) 現在、所属地区の第一副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
- (d) 現第一副地区ガバナーが地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第一副地区ガバナー職が空席である場合のみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たし、現在地区キャビネット構成員として追加に1年務めたクラブ会員は誰でも、上記(c)項の条件をみたしている。

(B) 第一副地区ガバナー候補者の資格（国際付則9条6項(b)）

- (1) 所属単一又は準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内の過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 現在、所属地区の第二副地区ガバナーを務めている者でなければならない。
- (4) 現職の第二副地区ガバナーが第一副地区ガバナーに立候補しない場合にのみ、あるいは地区大会の際に第二副地区ガバナー職が空席である場合にのみ、本付則又は会則に定められている通りに第二副地区ガバナーの条件を満たしているクラブ会員は誰でも上記(3)項の条件を満たしているものとする。

- (C) 第二副地区ガバナー候補者の資格（国際付則9条6項(c)）
- (1) 所属単一又は準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、
 - (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内の過半数のクラブの推薦を受け、
 - (3) 第二副地区ガバナー就任の時点で、
 - (a) クラブ会長を全期又は過半の期間、そして理事会構成員としてさらに2年以上務め、かつ
 - (b) ゾーン・チェアパーソン又はリジョン・チェアパーソンあるいはキャビネット幹事及び（又は）会計として全期又は過半の期間務めた者でなければならない。
 - (c) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。

(3)機能

- 1) 地区キャビネットは前記 1) に示される構成員をもって構成される。
キャビネット構成員は地区役員となる。
前地区ガバナー、第一・第二副地区ガバナー以外のキャビネット構成員は、地区ガバナーによって任命される。
地区委員は、必要に応じて地区ガバナーによって任命される。
- 2) キャビネットは地区運営方針を協議決定し、実行する。
- 3) キャビネットの会議は複合地区会則の規定によって開かれる。
- 4) 地区ガバナーは、キャビネット会議を主宰する。
定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議では、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一第二副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長に投票権が与えられる。
336-D地区においては、第1回と第4回はキャビネット所在地、第2回は前キャビネット所在地、第3回は次期キャビネット候補地において開催する慣習となっている。
- 5) 地区名誉顧問会
従前の例により、地区ガバナーが委嘱した名誉顧問をもって構成する。
常任名誉顧問は原則として地区名誉顧問会議長を含め、直近地区ガバナーを務めた4名とする。
常任名誉顧問は主として、キャビネット会議の議事に関して地区ガバナーの諮問に答え、地区行政の円滑化を図るため、必要に応じて常任名誉顧問会を開催する。元国際理事は相談役として会議に出席する。
- 6) 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者を、必要に応じて会議に招集し諮問することができる。

①リジョン・チェアパーソン（国際付則第10条第2項（d））

リジョン・チェアパーソン（以下RCという）は地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者となる。具体的な任務は次の通りである。

- （1）本協会の目的を推進する。
- （2）リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーの任命する地区委員長の活動を監督する。
- （3）地区内における新クラブ結成及びクラブ強化を含む会員増強に積極的役割を果たす。
- （4）クラブ・レベルにおける指導者育成に積極的役割を果たす。
- （5）地区役員マニュアル及びその他を通して国際理事会が要求するその他任務を遂行する。

②ゾーン・チェアパーソン（国際付則第10条第2項（e））

ゾーン・チェアパーソン（以下ZCという）は地区ガバナー及びRCの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者となる。具体的な任務は次の通りである。

- （1）本協会の目的を推進する。
- （2）ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。
- （3）新クラブ結成を含む会員増強に積極的役割を果たす。
- （4）クラブ・レベルにおける指導者育成に積極的役割を果たす。
- （5）地区役員マニュアル及びその他を通して国際理事会が要求するその他任務を遂行する。

③地区委員長

地区委員長はキャビネットの構成員として、地区ガバナーの指揮のもとに、担当分野の政策立案、推進に当たると共に、キャビネットにおける専門分野のスタッフとして、ガバナーを補佐する。

地区委員長の性格付に伴って、次の点が明確になります。

- （イ）奉仕作業の実施主体は、単一クラブであり、キャビネットは指導、推進の立場にあります。
- （ロ）単一クラブとキャビネットを結ぶラインは、リジョンの運営責任者であるRCとゾーンの運営責任者であるZCであります。
- （ハ）各種委員会の施策推進に当たっては、地区委員長（含地区委員）とRC、ZCの連携によって行われます。
- （ニ）従って単一クラブへの指導は、原則としてZCを通じて行われます。
- （ホ）地区委員長は、自ら政策を立案し、キャビネット会議に提案します。決定した事項のクラブへの対応はRC、ZCのルートを通じるのが本来のあり方です。お互いによく連携し、骨身を惜しまず行動することが大切でしょう。

④地区委員

地区委員は、キャビネット構成員に該当しないので、地区役員ではありませんが、地区委員会活動を活発にする重要な役割を担います。

- (イ) 地区委員は各種地区委員会を構成する委員です。従って地区委員長に直属し、その指示を受けます。
- (ロ) 地区委員は担当リジョンを定めて、そのリジョンから任命されるケースが多いようですが、その委員会の各リジョンを担当する役目だという考えは基本的になくした方がよいでしょう。

2020～2021年度 委員会構成・略称表（案）

委員会名	管 掌
国際関係委員会 (LCIF コーディネーター) (LCIF キャンペーンコーディネーター)	国際関係・LCIF・MJF・ LCIF キャンペーン 100
GLT 委員会 (GLT コーディネーター) (GST コーディネーター)	指導力育成・会則・プロトコール・IT 特別委員会・ 糖尿病・小児がん
GMT 委員会 (GMT コーディネーター) (FWT コーディネーター)	会員・会員増強・女性及び家族会員増強・ エクステンション・会員維持・レオ・ ライオネス・クラブ支部
MC 委員会	MC・ライオンズ情報・獅子吼
YCE 委員会	YE・キャンプ
保健福祉環境保全委員会	献眼・献血・視聴覚言語障がい者福祉・ 保健福祉・環境保全 EM (バイオ菌) 水の環境保全
青少年健全育成委員会	薬物乱用防止・児童福祉・ライオンズクエスト・ 平和ポスター
アラート委員会	災害等に緊急援助等

キャビネット・ローテーションについて

① 従来の実績

302-W-4

年度	64～65	65～66	67～68	69～70	70～71	73～74	74～75
クラブ	岩国	松江	下関	浜田	徳山	出雲	山口
リジョン	4R	1R	7R	3R	5R	2R	5R

336-D

年度	76～77	77～78	78～79	79～80	80～81	81～82	82～83	83～84	84～85	85～86	86～87
クラブ	萩	下関東	江津	防府	柳井	松江	山陽	徳山東	益田	岩国	下関西
リジョン	6R	7R	3R	5R	4R	1R	6R	5R	3R	4R	7R

年度	87～88	88～89	89～90	90～91	91～92	92～93	93～94	94～95	95～96	96～97	97～98
クラブ	出雲	宇部	下松	松江湖城	柳井	下関響灘	浜田	宇部新川	防府 ゴールデン	出雲中央	岩国錦
リジョン	2R	6R	5R	1R	4R	7R	3R	6R	5R	2R	4R

年度	98～99	99～00	00～01	01～02	02～03	03～04	04～05	05～06	06～07	07～08	08～09
クラブ	松江葵	下関東	宇部ときわ	山口	松江湖城	防府 ゴールデン	浜田亀山	下関	出雲	山陽	山口
リジョン	1R	7R	6R	5R	1R	5R	3R	7R	2R	6R	5R

年度	09～10	10～11	11～12	12～13	13～14	14～15	15～16	16～17	17～18	18～19	19～20
クラブ	東出雲	岩国錦	益田 あけぼの	下関北	松江	萩	松江葵	岩国桜	浜田	光	出雲中央
リジョン	1R	4R	3R	7R	1R	6R	1R	4R	3R	5R	2R

年度	20～21
クラブ	下関
リジョン	7R

当地区では従来はガバナー選出につき、県別を考慮し実施してきたが、
リジョンによるローテーションがより合理的であるので、将来の予定を次の如く設定した。

☆リジョン・ローテーション

島根県	3R	2R	1R	3R
山口県	4R	7R	6R	5R

② 今後のローテーション

年度	21～22	22～23	23～24	24～25	25～26	26～27	27～28	28～29	29～30	30～31
リジョン	1R	6R	3R	5R	2R	4R	1R	7R	3R	6R

地区役員の連携活動について

(1) 新旧役員引継ぎ

口頭での引継ぎは避け、必ず資料作成し書面で引き継ぎをしてください。

(2) 地区役員年間活動計画(案)の提出

1) 各地区委員は、各リジョンが担当エリアであることを踏まえて 地区委員長の方針・計画に沿って、各RC、ZCとの連携活動を重視して年間活動計画書(案)を、地区委員長と担当のZCに提出してください。

提出期限 6月5日(金)

2) 各地区委員長は、当該リジョンの各クラブに浸透させるために、年間事業活動計画書(案)上記を踏まえて立案し、RCとガバナーに提出してください。

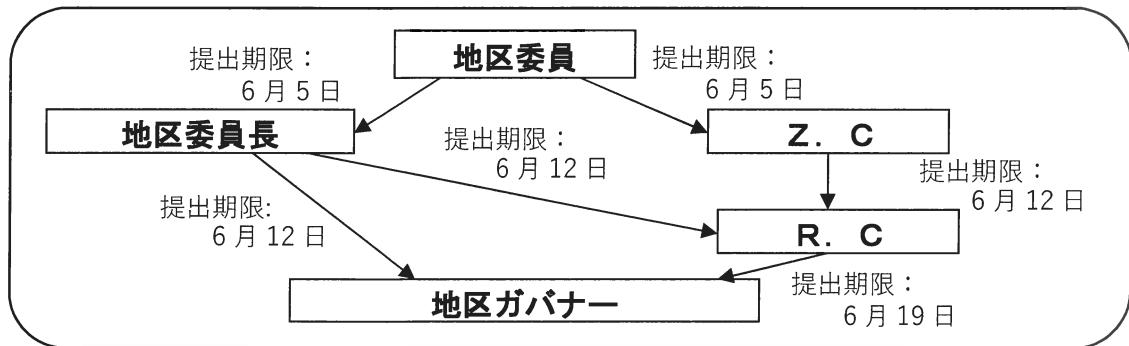
提出期限 6月12日(金)

3) ZCは、当該リジョンの各クラブに浸透させるために、地区委員・委員長と連携して、上記を踏まえた年間活動方針計画(案)を担当のRCに提出して下さい。

提出期限 6月12日(金)

4) RCは、上記を踏まえて年間活動計画書(案)をガバナーに提出してください。

提出期限 6月19日(金)



提出期限 _____ 月 _____ 日 年間計画書(案)
 _____ R _____ Z _____ 役職: _____ 氏名: _____

月 日	事業活動計画 (研修会も含む)	場 所	対 象

(摘 要)

3 3 6 - D 地区 リジョン連絡会議ガイドライン

これまでも各リジョンでは、役員連絡会議等の名目で開催されていたとは思いますが、ここにモデルケースとしての、会議のガイドラインを提案いたしましたので、内容をよくご理解の上、運営していただくようお願いいたします。

(1) 目的

リジョン連絡会議はガバナーの方針に則り、リジョン内の各クラブの円滑な運営と、地区委員会のそれぞれの方針、計画、実施を当該リジョン内へ浸透させることを目的に、報告、連絡、活動報告の検討、決定等を行います。

(2) 主催者

RCが主催します。

(3) 出席者

RC及び当該リジョン所属の各ZC・地区委員長・各地区委員及びその他の関係者（地区名誉顧問及び地区役員等）の出席を特に求めてその助言を受けます。

(4) 会議運営

RCは各ZC・各地区委員会及びそれぞれの方針・計画等について、全員の報告・連絡を重視し、各々について全員が理解を深めるように運営します。
本会議は年間に4回は最低必要と考えられます。

(5) 会議内容（参考例）

- 新年度ガバナー地区運営基本方針の確認並びに、年間活動計画（案）の作成・研修会準備・連携活動についての相互連絡・新旧役員の引継ぎ会・その他。
- ガバナー公式訪問準備・第1回諮問委員会準備・クラブ訪問計画・報告・相互連絡・連携活動等・その他。
- 第2回諮問委員会準備・報告・相互連絡・連携活動・その他。
- ガバナーズアワードについての準備・第3回諮問委員会準備・報告・相互連絡・連携活動等・各当初計画の達成・未達成の確認とその対処・その他。
- 次回地区委員推薦決定会議・次期への引継ぎ資料の準備についての報告・相互連絡・連携活動等・その他。
- 新旧役員引継ぎ（引継ぎ・申し送り事項等は、必ず資料作成し、書面で次期担当者へ引き渡す）

キャビネット会議 進行 詳細

名誉顧問会議 13:30~14:30			
詳細時間	次第	出席者	備考
13:30	1. 開会のことば	元国際理事	
13:35	2. 出席者紹介	地区ガバナー	
13:45	3. 挨拶	第一副地区ガバナー 第二副地区ガバナー	地区ガバナー (5分) 元国際理事 (5分)
14:29	4. 議事	地区名誉顧問会議長 ガバナー協議会元議長 地区常任名誉顧問 地区名誉顧問 キャビネット幹事 キャビネット会計 キャビネット副幹事	① キャビネット会議の 進行について ② 議事 協議提案事項 報告事項 ③ その他
14:30	5. 閉会のことば	キャビネット副会計 大会委員長 大会副委員長 ガバナーが認めた者	
休憩			
キャビネット会議 14:45~16:10			
14:45	1. 開会ゴング	元国際理事	
14:46	2. 国旗に敬礼	地区ガバナー	
14:48	3. 国歌・ライオンズクラブの歌斉唱	第一副地区ガバナー	
14:48	4. 336-D 地区物故会員並びに献眼者に対して黙祷	第二副地区ガバナー	
14:50		地区名誉顧問会議長	
15:00	5. 出席者紹介	ガバナー協議会元議長	
15:00	6. 挨拶	地区常任名誉顧問	地区ガバナー (5分)
15:30		地区名誉顧問	元国際理事 (5分)
15:30		キャビネット幹事	第一副地区ガバナー (5分)
15:30		キャビネット会計	第二副地区ガバナー (5分)
15:30	7. その他	キャビネット副幹事	地区名誉顧問会議長 (5分)
15:35		キャビネット副会計	
16:10		大会委員長	
16:10		大会副委員長	
16:10	8. 議事	RC	
16:10		① 協議提案事項	
16:10		② 報告事項	
16:10		③ 質疑応答	
16:10	④ その他	ZC 各コーディネーター 各委員長・各委員 オブザーバー	

詳細時間	次第	出席者	備考
休憩			
各委員会（分科会） 16：30～18：00			
16：30	国際関係委員会・MC委員会 GLT・GST・IT・アラート委員会 GMT・FWT委員会 YCE委員会 保健福祉環境保全委員会 青少年健全育成委員会	委員長・委員	各委員会別室 ※各委員会担当の副幹事が参加 ※各名誉顧問参加 ※ガバナー・第一・第二参加・その他各委員会参加
17：05			
休憩			
17：20	各コーディネーター報告 RC報告 ZC報告 各委員長報告		各委員長5分
17：59			
18：00	ガバナー挨拶及び閉会のゴング		
休憩			
18：15	懇親会		
19：30			
翌日			
09：00 11：30	任意の委員会を開催する場合は キャビネットで会場を用意する		

2020～2021年度 キャビネット活動計画(案)

年	月	日	曜日	活動計画	場所	備考	
2020	2	8	土	次期キャビネット事務局神事	下関市	カラトピア 1階専門店	
		8	土	次期キャビネット事務局スタッフ会議・祝賀会	下関市	赤間神宮	
		15	土	第3回キャビネット会議	下関市	シーモールパレス	
		16	日	研修会		シーモールパレス	
	3	19	木	第4回ガバナー協議会	広島市		
	4	4	土	第4回キャビネット会議	出雲市	出雲ロイヤルホテル	
		5	日	研修会			
		17	金	第66地区年次大会	ゴルフ	出雲市	中止
		18	土		代議員会・式典・祝宴		
	5			地区名誉顧問会議			
				次期地区役員委員会研修会		5月20日(水)以降、資料ダウンロード	
		23	土	336複合地区第66回次年大会	前夜祭		中止
		24	日		代議員会・式典		
	6			次期クラブ三役研修会	1～3R		6月15日(月)以降、資料ダウンロード
				次期クラブ三役研修会	4～7R		
				現・次期キャビネット引継会		出雲市	中止
		26～30日		第103回国際大会			
	7	18	土	第1回キャビネット会議	下関市	シーモールパレス	
		19	日	研修会		シーモールパレス	
		31	金				
	8	1	土	ガバナー公式訪問	1R1Z		
		7	金		1R2Z		
		8	土		2R1Z		
		9	日		2R2Z		
		21	金		2R3Z		
		22	土		3R1Z		
		28	金		3R2Z		
		29	土		4R1Z		
	9	4	金	ガバナー公式訪問	4R2Z		
		5	土		5R1Z		
		11	金		5R2Z		
		12	土		6R1Z		
		18	金		6R2Z		
		19	土		6R3Z		
		26	土		7R2Z		
		27	日		7R1Z		
	10	17	土	東出雲LC認証50周年記念式典	松江市	ホテル一畑	
		17	土	小野田LC60周年記念式典・懇親会	山陽小野田市	セントラルホテル	
		18	日	出雲LC認証60周年記念式典	出雲市	出雲ロイヤルホテル	
	11	24	土	鹿島島根LC認証45周年記念式典	松江市	鹿島公民館	
8		日	掛合LC認証50周年記念大会	雲南市	クラシック島根カントリークラブ		
8		日	松江LC認証65周年記念例会	松江市	ホテル一畑		
21		土	第2回キャビネット会議	出雲市	出雲ロイヤルホテル		
	22	日	研修会	出雲市	出雲ロイヤルホテル		

2021	2	27	土	防府LC結成60周年記念式典・祝宴	防府市	防府グランドホテル	
		27	土	第3回キャビネット会議	松江市	サンラポーむらくも	
		28	日	研修会	松江市	サンラポーむらくも	
	3	27	土	下関北LC認証55周年記念大会	下関市	シーモールパレス	
	4	3	土	第4回キャビネット会議	下関市	シーモールパレス	
		4	日	研修会	下関市	シーモールパレス	
		10	土	山口LC認証60周年記念式典	山口市	山口グランドホテル	
		17	土	第67回地区年次大会	ゴルフ 前夜祭	下関市	下関ゴールデンゴルフクラブ
		18	日		代議員会・式典		下関海峡メッセ
	5	22	土	第67回複合地区年次大会		下関市	
		23	日				下関海峡メッセ

- 【 2020～2021予定 周年行事 】
- ・ 大東LC認証55周年記念大会 2021年5月予定
 - ・ 楠LC40周年記念式典
 - ・ 安来十神LC結成45周年記念大会
 - ・ 大社LC認証45周年記念式典
 - ・ 山口中央LC50周年記念

※ コロナウィルスの影響により今後の行事につきましては、延期又は中止になる可能性があります。

2020~2021年度 ガバナー公式訪問日程（案）

R	Z	月	日	曜	公式訪問クラブ	ホストクラブ ZC所属	ZC 氏名
1	1	7	31	金	安来・出雲広瀬・東出雲・安来十神・八雲	東出雲	奥田 薫
	2		1	土	松江・松江湖城・大東・宍道・鹿島島根・ 松江葵・隠岐海士	松江	古志野 功
2	1	8	7	金	出雲・平田・大社・佐田・多伎町	大社	黒目 光正
	2		8	土	出雲中央・斐川・出雲南・出雲レークヒル	出雲中央	日下 眞二
	3		9	日	木次・三刀屋・加茂島根・仁多・掛合・赤来・ 頓原・横田	赤来	森島 功武
3	1		21	金	江津・大田・石見・桜江・邑智大和・瑞穂	大田	福間 友之
	2		22	土	浜田・益田・浜田亀山・益田あけぼの	益田	永佐 悦雄
4	1		28	金	岩国・岩国錦・岩国桜	岩国	山中 順一
	2		29	土	柳井・大島・田布施・柳井中央・ 大島オレンジ・平生・大島中央	大島 オレンジ	岡島 斉
5	1		4	金	下松・徳山・光・新南陽・徳山中央・ 下松中央・周南・新南陽若山	下松	升崎 美彦
	2		5	土	山口・防府・防府中央・山口西京・山口中央	防府	林 俊男
6	1	9	11	金	宇部・宇部ときわ・宇部新川・宇部かたばみ・ 宇部サルビア・宇部ハーモニー	宇部ときわ	半田 一男
	2		12	土	小野田・美祢・山陽・楠	美祢	小田 基恵
	3		18	金	萩・長門・秋芳	長門	西田 和弘
7	2		19	土	豊浦・豊田山口・菊川・豊北・下関中央	豊田山口	米村 仁治
	1		26	土	下関・下関東・下関西・下関長府・下関北・ 下関響灘・下関新下関・下関維新	下関北	田上 喜美

取引銀行について

2020～2021年度 336-D地区キャビネット事務局の取引銀行は、次の通りとする。

請求項目	納入先
地区運営費	<u>西京銀行 下関支店 普通預金 No.2072363</u> ライオンズクラブ国際協会 336-D地区 運営費会計 田中 秀幸 (たなか ひでゆき)
地区大会費	<u>西中国信用金庫 唐戸支店 普通預金 No. 0332439</u> ライオンズクラブ国際協会 336-D地区 年次大会委員長 勝本 竜一 (かつもと りゅういち)
緊急積立金特別会計	<u>西京銀行 下関支店 普通預金 No. 2072410</u> ライオンズクラブ国際協会 336-D地区 緊急積立金特別会計 田中秀幸 (たなか ひでゆき)
青少年育成基金特別会計	<u>西京銀行 下関支店 普通預金 No. 2072380</u> ライオンズクラブ国際協会 336-D地区 青少年育成基金特別会計 田中秀幸 (たなか ひでゆき)
ライオンズクエスト 支援基金特別会計	<u>西京銀行 下関支店 普通預金 No. 2072401</u> ライオンズクラブ国際協会 336-D地区 ライオンズクエスト支援基金特別会計 田中秀幸 (たなか ひでゆき)
運営基金会計	<u>西京銀行 下関支店 普通預金 No. 2072398</u> ライオンズクラブ国際協会 336-D地区 運営基金会計 田中秀幸 (たなか ひでゆき)
島根まごころバンク会計	<u>銀行 支店 普通預金 No.</u> ライオンズクラブ国際協会 336-D地区 島根まごころバンク基金 事務局 大野 美雄 (おおの よしお)
登録料等会計	<u>西京銀行 下関支店 普通預金 No. 2072371</u> ライオンズクラブ国際協会 336-D地区 登録料等会計 田中秀幸 (たなか ひでゆき)

キャビネット幹事・キャビネット会計の担保免除について

※島根まごころバンク基金は、現在作成中です。

任務の代行(案)

1. 地区ガバナー欠席の場合の任務代行は次の通りとする。

(1) 第一副地区ガバナー	大野 美雄
(2) 第二副地区ガバナー	中島 繁
(3) 地区名誉顧問会議長	福代 明正
(4) 地区常任名誉顧問	矢野 敏明
(5) 地区常任名誉顧問	藤本 幸嗣
(6) 地区常任名誉顧問	中林 嘉明
(7) キャビネット幹事	松岡寿一郎
(8) キャビネット会計	田中 秀幸
(9) 各リジョンチェアパーソン	

2. リジョンチェアパーソンの事故のある時の任務代行は次のとおりとする。

(1) リジョン内のゾーンチェアパーソン会議で決定する。

3. ゾーンチェアパーソンの事故のあるときの任務の代行は次のとおりとする。

(1) ゾーンチェアパーソンの所属するクラブの会長とリジョンチェアパーソンが協議のうえ決定する。

(注)慶弔時の任務代行について

山口地区・・・中島 繁第二副地区ガバナー・中林 嘉明常任名誉顧問

島根地区・・・大野 美雄第一副地区ガバナー・福代 明正地区名誉顧問会議長

以上、お願い申し上げます。

2020~2021 年
キャビネット旅費・慶弔規定について(案)

(1) 旅費規程

交通費	航空機（航空路線のあるところ） 列車（在来線・新幹線・特急） ・ 汽 船（特等）
宿泊費	実 費（上限 10,000 円）

(注)

1. 旅費はキャビネット会議及び委員会に出席、又は出張の場合に支給する。
2. 交通費は所属クラブ所在地から会議等開催地までの距離で支給する。
【列 車】 JR 最短距離路線の運賃実費とする。
(50km 以上の場合は特急利用可・指定席可)
【自家用車】 走行距離 1km 当たり 15 円を支給する。(高速利用可)
3. 職員が役員と同行の場合は必要に応じて役員並とすることができる。
4. 宿泊費は用務の都合で宿泊を必要とする場合のみ実費(上限 10,000 円)を支給する。
5. 諸会議・研修会等の開催地を包括するリジョン内の出席者には、旅費を支給しない。
但し、ガバナーが認める場合はその限りではない。

(2) 慶弔規定

1. 特別な慶弔には祝電・祝辞・弔電を贈る
2. 地区名誉顧問、キャビネット構成員及び地区委員については次による。
 - a) 死去したときは香典¥10,000 を贈る(同居家族の場合は弔電を贈る)
 - b) 病气・障害等により入院または自宅加療の期間が 3 週間以上となるときは見舞金¥5,000 を贈る
 - c) 災害、風水害等の災害があったときは見舞金を贈る。その額はガバナーが決定する。
3. クラブ会長・幹事・会計が死去したときは、¥10,000 の香典を贈る。
その他の会員に対しては弔電を贈る。
4. 献眼者等の葬儀に対しては¥10,000 円の香典を贈る。

この規定は 2020 年 7 月 1 日より実施。

3 3 6 - D地区緊急援助資金規程

1. 対 象

援助の対象は、地区内において災害援助法が適用された災害及びこれに準ずる災害のうちから採択する。

2. 委員会構成

- (1) 委員は地区ガバナーが任命する。
委員長1名、副委員長2名、委員若干名とする。
- (2) 委員長には地区ガバナーが当たる。
- (3) 委員長不在又は事故があったときは、あらかじめ定めた順序に従って副委員長が代行する。

3. 緊急援助資金

- (1) 緊急援助資金は基金と援助引当金とに分ける。
この基金援助引当金は地区ガバナーが保管する。
- (2) 基金の額は最低500万円とする。
- (3) 地区費、地区大会費の剰余金、及び地区における行事などその他剰余金が生じた場合は、基金、援助引当金のいずれか又は両者に繰り入れることができる。
- (4) 基金を超過する額及び基金より生じる利息は、援助引当金に繰り入れる。

4. 運 用

- (1) 定例委員会は年1回とし、第1回キャビネット会議の前後に開かれる。委員の任期は委員長の任期と同じとする。
- (2) 支出にあたっては、委員の2/3以上の賛成を要する。
緊急を要する賛否の連絡は電信電話によるものとし、併せて文書でこれを確認する。
- (3) 会計年度における援助の総額は援助引当金の範囲内とし、援助額及び援助方法は、その都度決定する。但し、災害の程度に応じては基金の使用もできるものとする。
- (4) 援助の発案は、地区ガバナーが行うものとする。
- (5) 災害発生クラブは、災害状況を速やかに地区ガバナーに報告するものとする。これらの報告、又は他の地区からの連絡等は考慮して委員会が審査する。
- (6) 災害の状況によって、援助引当金に他の基金の使用等があり、3項2号の最低基金に不足が生じたときは、その不足額を補てんするため地区委員が拠出するものとする。但し、委員会の裁定により本項は決定するものとする。
- (7) 委員会は通常会費と同様の方法により、この資金の使途について地区会計監査を受け、期末における残額は次期地区ガバナーに引き継ぎをするものとする。
- (8) 退会者があっても積立金は払い戻ししない。
- (9) 本規定は2015年7月9日から施行する。

3 3 6 - D 地区緊急援助資金規程に基づく

委員長・委員の任命について (案)

2020.7.1～2021.6.30 3 3 6 - D 地区「地区緊急援助資金委員会」の構成は次の通りとする。

委員長	澤 辰水	地区ガバナー
副委員長	大野 美雄	第一副地区ガバナー
副委員長	中島 繁	第二副地区ガバナー
委員	松岡寿一郎	キャビネット幹事
委員	田中 秀幸	キャビネット会計
委員	日野 修一	1 R・RC
委員	長岡 秀治	2 R・RC
委員	植田 節雄	3 R・RC
委員	金長 広典	4 R・RC
委員	椎木 一三	5 R・RC
委員	増山 健治	6 R・RC
委員	戸澤 昭夫	7 R・RC

2020～2021年度 336-D地区役員・委員割当表(案)

★委員長 ☆副委員長 ○委員

リジョン 委員会略	1R	2R	3R	4R	5R	6R	7R
GLT (各RCが委員を兼任)	○	○	○	○	○	○	○
GMT (各ZCが委員を兼任)	1Z 2Z ○ ○	1Z 2Z 3Z ○ ○ ○	1Z 2Z ○ ○	1Z 2Z ○ ○	1Z 2Z ○ ○	1Z 2Z 3Z ○ ○ ○	1Z 2Z ○ ○
MC	☆						★
国際関係		★					
YCE	★	○	○	☆	○	○	○
保健福祉 環境保全	○	○	☆	○	○	○	★
青少年健全育成	☆	○	○	★	○	○	○
アラート	☆			★			
会計監査委員 (委嘱)			○		○		

【コーディネーター・委員長・副委員長】

L C I F	／	澤 辰 水 (7R1Z.下関LC)
LCIF キャンペーン	／	中 島 繁 (6R1Z.宇部かたばみLC)
G L T	／	椎 木 一 三 (5R1Z.徳山LC)
G M T	／	金 田 寛 治 (4R1Z.岩国錦LC)
G S T	／	藤 本 幸 嗣 (4R1Z.岩国桜LC)
F W T	／	山 崎 も と み (3R1Z.大田LC)
F W T	／	副 佐 々 木 歌 子 (5R1Z.新南陽若山LC)
国 際 関 係 委 員 長	／	矢 田 二 三 夫 (2R2Z.出雲中央LC)
M C 委 員 長	／	板 谷 修 (7R1Z.下関LC)
M C 副 委 員 長	／	永 原 秀 治 (1R2Z.松江)
I T 委 員 長	／	高 嶋 雄 一 (7R1Z.下関東LC)
I T 副 委 員 長	／	日 野 修 一 (1R2Z.松江葵)
YCE 委 員 長	／	大 和 博 見 (1R1Z.安来十神LC)
YCE 副 委 員 長	／	瀧 本 和 宏 (4R2Z.大島中央LC)
保 健 福 祉 環 境 保 全 委 員 長	／	立 テ 知 典 (7R1Z.下関LC)
保 健 福 祉 環 境 保 全 副 委 員 長	／	渋 谷 幹 雄 (3R2Z.浜田亀山LC)
青 少 年 健 全 育 成 委 員 長	／	末 田 幸 一 (4R1Z.岩国LC)
青 少 年 健 全 育 成 副 委 員 長	／	守 谷 光 広 (1R1Z.安来LC)
ア ラ ー ト 委 員 長	／	菊 川 尊 樹 (4R1Z.岩国桜LC)
ア ラ ー ト 副 委 員 長	／	吉 村 あ と む (1R1Z.安来LC)

キャビネット業務分担表

分担表①

役職	幹事	会計	副会計	副幹事
	松岡 寿一郎	田中 秀幸	杉本 康平	浦野 幸司
所属LC	下 関	下 関	下 関	下 関
関係委員会	全 般	全 般	副会計	全 般
分担する業務	<ul style="list-style-type: none"> ●地区運営全般の統括 ●各種会合・委員会・研修会準備 ●名誉顧問会・RC・ZC会議に関する業務 ●地区役員研修会に関する業務 ●マンスリーレポートの点検・集計 ●審査・表彰決定の作成 ●キャビネット事務局の運営管理 ●諮問委員会関係 ●地区行事計画の作成業務 ●クラブ周年行事に関する業務 ●地区組織表作成業務 ●キャビネット構成委員・名誉顧問・クラブ三役の名簿作成業務 ●文書の発信 ●キャビネット局内会議の連絡 ●諸会議の案内・出欠及び記録に関する業務 <p>※複合地区運営委員 ※次年度国際関係委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地区予算・決算関係業務の統括 ●事務局会計業務の統括 ●地区大会予算の業務 ●各クラブの財政状況の把握 ●各クラブの出納事務の指導 ●地区監査委員との連絡業務 ●ガバナー経費の請求 ●旅費・慶弔の出納事務 ●特別会計文書の発信 ●拠出金の出納業務 ●通年4年度の年次大会での会計監査報告 <p>※2年後年度から2年間監査委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地区会計予算・決算書作成 ●地区会計月別決算書の作成 ●地区会計の出納業務 ●地区大会費会計の予算・決算書の作成 ●地区大会会計の出納業務 ●特別会計の予算・決算書の作成 ●地区大会関係業務 ●地区大会誌発行に関する業務 ●ガバナー経費の請求業務 ●旅費・慶弔費の出納業務 ●各特別会計文書の発行 ●地区ガバナーバッジ等資産の管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ●次期キャビネット立ち上げに向けて幹事業務・会計業務等全般において研修 ●現キャビネット幹事補佐 ●会員増強・エクステンションに関する情報収集 ●LCIF・MJFに関する啓蒙活動 ●YCE事業の継承活動 ●献眼・献血に関する啓蒙活動
協力業務	<p>《全員が協力する業務》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての行事計画に関する業務 2. 予算案に関する業務 3. 公式訪問に関する業務 4. キャビネット会議・地区名誉顧問会議等の諸案作成 5. 地区年次大会、代議員会に関する一切の業務 6. キャビネット局内会議の連絡・調整・点検の協議を行う体制の構築 7. OSEAL・国際大会の代議員の出席推奨と督励 8. その他必要に応じて全員で協力体制の構築 			

分担表②

役職	副幹事 山崎 敏弘		副幹事 空田 充弘	副幹事 山下 辰信
所属LC	松江		下関東	下関北
関係委員会	第1分科会		第2分科会	第3分科会
	国際関係・LCIF	M C	GLT・GST・IT・アラート	GMT・FWT
分担する業務	<ul style="list-style-type: none"> ●担当委員長と連絡を密にとり委員長を補佐し活動の推進を図る ●各クラブのアクティビティ等の全ての集計、資料管理に関する業務 ●国際関係、LCIF、MJFに関する業務及び集計 ●会議、研修会等の資料作成、議事録の作成 ●担当委員会の会議等の会場の手配、設営に関する業務 ●その他、国際関係に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ●担当委員長と連絡を密にとり ●PRに関する事業 ●ライオンズ情報に関する業務 ●地区誌・キャビネット情報誌の発行業務 ●HP立上げと各種更新業務 ●地区年次大会誌の発行業務・地区運営に関する幹事補佐 ●国際大会等各種大会の情報収集並びにPR ●マンスリーレポートの点検指導 ●担当会議等の指導・出席者確認 ●報道機関への連絡と取材対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●担当委員長と連絡を密にとり委員長を補佐し活動の推進を図る ●会議、研修会等の資料作成、議事録の作成 ●担当委員会の会議等の会場の手配、設営に関する業務 ★GLT ●GLTに関する複合地区ガバナー協議会及び地区コーディネーターの業務補佐 ●指導力向上に関する業務補佐 ●ライオンズクラブ国際協会のeMMRとのリンク業務 ★アラート ●緊急援助支援金申請に関する業務 ●各クラブIT導入の指導・援助 ●議事録・各種会議資料のペーパーレス化の推進業務 ●マンスリーレポートの点検指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●担当委員長と連絡を密にとり委員長を補佐し活動の推進を図る ●会議、研修会等の資料作成、議事録の作成 ●担当委員会の会議等の会場の手配、設営に関する業務 ●GMTに関する複合地区ガバナー協議会及び地区コーディネーターの業務補佐 ●家族・女性会員に関する業務補佐 ●会員拡大・大会防止への積極的指導 ●支部の設立
協力業務	<p>《全員が協力する業務》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての行事計画に関する業務 2. 予算案に関する業務 3. 公式訪問に関する業務 4. キャビネット会議・地区名誉顧問会議等の諸案作成 5. 地区年次大会、代議員会に関する一切の業務 6. キャビネット局内会議の連絡・調整・点検の協議を行う体制の構築 7. OSEAL・国際大会の代議員の出席推奨と督励 8. その他必要に応じて全員で協力体制の構築 			

分担表③

役職	副幹事	副幹事	副幹事	
	岩本 誠 重井 修二	弘中 武之	石田 孝介	
所属LC	下関新下関	下関長府	下関西	
	第4分科会	第5分科会	第6分科会	
関係委員会	YCE	保健福祉環境保全	青少年健全育成	
分担する業務	<ul style="list-style-type: none"> ●担当委員長と連絡を密にとる ●YCEに関するすべてについて委員長を補佐し連絡・調整業務 ●YCEの計画立案の補助業務 ●派遣・受入の旅程・336受入窓口調整業務 ●担当委員会出席と活動の把握 ●キャンプの企画・運営 ●レオクラブにキャンプへの参加を呼び掛ける 	<ul style="list-style-type: none"> ●担当委員長と連絡を密にとる ●献眼・献血・視覚障がい福祉・聴覚言語障がい・糖尿病・小児がん・環境保全に関する業務 ●担当委員会出席と活動の把握 ●会議、研修会等の資料作成、議事録の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●担当委員長と連絡を密にとる ●青少年健全育成に関する業務 ●ライオンズクエストに関する業務 ●レオクラブに関する業務 ●薬物乱用防止に関する業務 ●平和ポスターに関する業務 	
協力業務	<p>《全員が協力する業務》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての行事計画に関する業務 2. 予算案に関する業務 3. 公式訪問に関する業務 4. キャビネット会議・地区名誉顧問会議等の諸案作成 5. 地区年次大会、代議員会に関する一切の業務 6. キャビネット局内会議の連絡・調整・点検の協議を行う体制の構築 7. OSEAL・国際大会の代議員の出席推奨と督励 8. その他必要に応じて全員で協力体制の構築 			

分担表④

役職	大会委員長	事務局長	大会副委員長	大会副委員長
	勝本 竜一	西山 菊市	浦野 幸司	山下 辰信
所属LC	下 関	下 関	下 関	下関北
関係委員会	地区年次大会	全般	地区年次大会	地区年次大会
分担する業務	<ul style="list-style-type: none"> ●地区年次大会計画業務全般 ●大会当日の歓迎挨拶 ●大会の企画・立案 	<ul style="list-style-type: none"> ●現キャビネット幹事補佐 ●大会委員長を補佐し大会全般をサポートする 	<ul style="list-style-type: none"> ●大会委員長を補佐し大会全般をサポートする ●大会の企画・立案 ●大会の実施 	
			【担当業務】	
			式典(記念品) 祝宴(アトラクション) 会場設営	
協力業務	<<全員が協力する業務>> 1. 全ての行事計画に関する業務 2. 予算案に関する業務 3. 公式訪問に関する業務 4. キャビネット会議・地区名誉顧問会議等の諸案作成 5. 地区年次大会、代議員会に関する一切の業務 6. キャビネット局内会議の連絡・調整・点検の協議を行う体制の構築 7. OSEAL・国際大会の代議員の出席推奨と督励 8. その他必要に応じて全員で協力体制の構築			

分担表⑤

役職	部会委員長	部会委員長	部会委員長	部会委員長	部会委員長
	板谷 修	空田 充弘	山賀 竜郎	岩本 誠 重井修二	空田 充弘
所属LC	下 関	下関東	下関維新	下関新下関	下関東
関係委員会	地区年次大会	地区年次大会	地区年次大会	地区年次大会	地区年次大会
分担する業務	大会誌 PR			来賓接待 お茶席	登録受付

役職	部会委員長	部会委員長	部会委員長	部会委員長	部会委員長
	石田 孝介	山下 辰信	酒井 好男	弘中 武之	福田 幸博
所属LC	下関西	下関北	菊 川	下関長府	下関響灘
関係委員会	地区年次大会	地区年次大会	地区年次大会	地区年次大会	地区年次大会
分担する業務	宿 泊	代議員会(分科会)	ゴルフ	協賛出店・出店 駐車場 救 護	

協力業務	<<全員が協力する業務>> 1. 全ての行事計画に関する業務 2. 予算案に関する業務 3. 公式訪問に関する業務 4. キャビネット会議・地区名誉顧問会議等の諸案作成 5. 地区年次大会、代議員会に関する一切の業務 6. キャビネット局内会議の連絡・調整・点検の協議を行う体制の構築 7. OSEAL・国際大会の代議員の出席推奨と督励 8. その他必要に応じて全員で協力体制の構築

ガバナーズアワード（案）2020～2021

種 類	授与基準	対象期間	審査・認定	授与方法
① 総合最優秀クラブ	1クラブ	2020.3～ 2021.2	キャビネット 選考会議	地区年次大会
② エクステンション賞	スポンサークラブ	2020.3～ 2021.2	キャビネット 選考会議	地区年次大会
③ 総合優秀クラブ (支部結成クラブ) ④⑤⑥ ⑦の内特に活動が顕著な クラブ	5～7クラブ	2020.3～ 2021.2	キャビネット 選考会議	地区年次大会
④ 会員増強部門 (一人目の会員増強クラ ブ)	・クラブ員純増5%以上の クラブ ・5人以上をスポンサー した個人	2020.3～ 2021.2	キャビネット 選考会議 (各クラブ⇒ZC ⇒RCで申請)	地区年次大会
⑤ 地域奉仕部門	・奉仕活動が効果的な発 想で行われ、且つその成 果が地域社会に多大に貢 献したクラブ ・継続的な奉仕活動が地 域社会に受け入れられ顕 著な実績をあげているク ラブ	2020.3～ 2021.2	キャビネット 選考会議 (各クラブ⇒ZC ⇒RCで申請)	地区年次大会
⑥ LCIF 部門	LCIF事業に特に貢献著し いクラブ	2020.3～ 2021.2	キャビネット 選考会議	地区年次大会
⑦ PR・IT 部門	地域社会に最も効果的な PRを実施したクラブ	2020.3～ 2021.2	キャビネット 選考会議	地区年次大会
⑧ 会長・幹事・会計 リーダーシップ賞	マンスリーレポート提出 が期限内に正確に提出さ れること、国際会費・地 区費が期限までに納入さ れること	2020.3～ 2021.2	キャビネット 選考会議	地区年次大会
⑨ ガバナー特別功労賞	特に賞に値する者	2020.3～ 2021.2	ガバナー専決	地区年次大会
⑩ 地区特別功労賞	特に賞に値する者			

第67回地区年次大会運営組織表（案）



	運 営 部 会	担当クラブ	部会委員長
1	式 典（記念品） 祝 宴（アトラクション） 会場設営	下 関 下 関北	浦野 幸司 山下 辰信
2	大会誌・PR	下 関 下 関 東 下関維新	板谷 修 空田 充弘 山賀 竜郎
3	来賓接待・交通	下関新下関	岩本 誠 重井 修二
4	登録受付	下 関 東	空田 充弘
5	宿 泊	下 関 西	石田 孝介
6	代議員会（分科会）	下 関 北	山下 辰信
7	ゴルフ	菊 川	酒井 好男
8	駐車場 協賛出品・出店 救 護	下関長府 下関響灘	弘中 武之 福田 幸博



2020-2021 年
ライオンズクラブ国際協会 336-D地区
次期キャビネット事務局

〒750-0005 山口県下関市唐戸町4番1号カラトピア

TEL:083-227-2878 FAX:083-227-2879

E-mail: 336d-smk@lci336d.com